

都市農地と まちづくり

第75号
2020年秋号



- 都市農業・都市農地のあり方に対する提言
- 都市農地関連制度の動向
- 都市農地を活かした取組支援・各地の取組事例

(一財)都市農地活用支援センター

都市農地と まちづくり

第75号 (2020年秋号)



■表紙の写真

「立花寺緑地リフレッシュ農園」(福岡市)
2003年に福岡市が開設した市民向けの貸し農園を中心とした公園施設。約1.7haの園内には、161区画ある「体験農園」(貸し農園)のほか、四季折々の花木を楽しむ「四季の丘広場」、遊具が設置され親子連れに人気の「芝生広場」、管理事務所や研修室、農産物直売所などを備えた「クラブハウス」が配置され、貸し農園の利用だけでなく一般市民が憩う場として機能している。

CONTENTS

■ まど

- 新型コロナウイルス感染症にどう立ち向かうか 1
一般財団法人都市農地活用支援センター 理事長 坂山 修平

■ 都市農業・都市農地のあり方に対する提言

- 都市農地：市場の〈外〉にあることの贅沢 2
東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授 岡部 明子
- 都市緑地としての都市“農地”ーランドスケープ・アーキテクチャーの視点からー 8
大阪府立大学生命環境科学部 教授 加我 宏之

■ 都市農地関連制度の動向

- 都市農業への機運の高まりと都市農地貸借法の活用 12
農林水産省 農村振興局都市農村交流課都市農業室都市農業第二班課長補佐 小林 博美
- 都市農地関連制度の活用状況について 17
国土交通省 都市局 都市計画課 課長補佐 一言 太郎
- 大阪府の農政について～都市農業の振興と身近な農空間の公益的な機能の発揮～ 21
大阪府 環境農林水産部 農政室長 原田 行司
- 名古屋市 特定生産緑地制度の取組み状況について 24
愛知県 名古屋市 緑政土木局都市農業課 主査 阿津地 弘明
- 制度改正に伴う生産緑地地区の動向と行政の取組み 26
千葉県 松戸市 街づくり部 みどりと花の課 専門監 三末 容央

■ 都市農地を活かした取組支援

- 都市農地の利用・保全に向けた市民レベルの取組支援 29
～アドバイザー派遣事業の実績・成果と新たな活用術～
一般財団法人都市農地活用支援センター 常務理事 佐藤 啓二

■ 都市農地を活かした各地の取組事例

- 畑X〇〇 都市農地の多様な可能性を探る 33
一般社団法人畑会 代表 山田 正勝
- 「農LOVE」な人をふやし、生産者さんを応援～『大阪ぐりぐりマルシェ』の取組～ 36
「大阪ぐりぐりマルシェ」実行委員長 中川 美陽子 (空庭みよこ)
- 都市農地の可能性と小さな動き～ 元気な野菜で元気なカラダを ～ 40
男の子育てサークルDADDY 代表 鍋井 慎也
- これからの地域交流と地球環境を考える市民畑 44
「みみコン eco 畑」小金井桜町 ～都市農地貸借法を活用した環境配慮型市民農園～
株式会社スタービジョン 代表取締役/NPO 法人環境再生機構 理事長 日並 洋一

■ 書評

- 「江戸東京野菜の物語」(大竹道茂著) 47

■ 都市農地センターからのお知らせ

- 【開催案内】都市農地活用支援センター 定期講演会 2020 48
- 【開催報告 1】都市農地活用支援センター 定期講演会 2019
- 【開催報告 2】新しい都市農地制度活用研修会 (西日本地区)
- 【開催報告 3】令和元年度 都市農地活用実践ゼミナール
- 【開催報告 4】都市農地制度に関する情報交換会 (東京・大阪・名古屋・オンライン)

新型コロナ感染症にどう立ち向かうか

(一財) 都市農地活用支援センター 理事長 坂山 修平



コロナには「禍」という字が充てられる。同じ「わざわい」と読む漢字でも、「災」は地震、台風、火山噴火などの防ぎようのない自然災害、天災を表し、「禍」は戦禍、輪禍など、人々の努力や工夫によって防ぐことができた事象や被害に用いられる。天災は基本的に既知であり、予防と復旧の取組は、人類の自然に対する技術力を高める源泉となってきたが、禍は人類が知らず知らずのうちに作り出したものなど、ディテールが未知のものが多い。

今回のコロナ禍のように、その不幸の総体の認識に努め、もたらされるマイナス面の除去とプラス面の伸長に注力することとなるが、そうした営みは災以上に大きな社会発展の力となってきた。多くの日本人はアベノミクスの下、周囲にある様々なリスクから目を背け、オリンピックの準備やインバウンド対応に邁進してきたが、人類の歴史、社会の営みは、その裏面では常に災禍との戦いであり、禍を転じて福となす積み重ねにより今日があることを今こそ深く心肝に銘じなければならない。

政府の専門家会議から、3密・マスク・消毒の基本方針や「新しい生活様式」の実践例が示される中、ささやかながら、当センターも、コロナ禍のマイナス面の除去とプラス面の伸長を率先して実践することとした。

4月、「コロナ対策勤務計画」に基づき職員の時差出勤、在宅勤務の計画的実施から始めた。そして事務所環境として、消毒液・紫外線除菌灯・体温計・透明スクリーンを設置し、室内換気、手洗い、マスク着用を励行し、外部からの問合せ、連絡にはEメールの積極的な活用を呼びかけた。更に、この期間にオンラインの基礎技術の習得に努め、定期に行っている役職員による全体ミーティングを、原則、オンラインソフト ZOOM 発生の仕組みなど、を用いて行うこととした。

言うは易く行うは難しで、小さい組織でもここまで来るにはハード、ソフト様々な苦労があったが、現在は、理事会等の公式な会議についても、オンラインで実施できるまでになっており、各地に常在する役員等の空間移動の負担を軽減し、資産活用など機動的な意思決定が必要な場面で大いに役立つことを実感している。

6月に入ると、農林水産省の補助金を活用した「農」の機能発揮支援アドバイザー派遣事業が開始されたが、ここでもこうした経験は大いに役立つこととなった。

遠距離移動や多人数の集まりが自粛される中、先ず、関係専門家団体会議をオンラインで実施すると共に各都市圏で実施していた「都市農地制度に関する情報交換会（「農」の機能発揮アドバイザー等会議）」については、現地開催とオンライン（ZOOM ウェビナー）を併用して実施した。

また、農林水産省と相談しオンラインでのアドバイザー派遣を可能とし、既に幾つかの専門家派遣を実施している。この秋の定期講演会も現地開催とオンラインの併用により実施することとして事前受付を開始したところ何と海外台湾からの申し込みもあった。

対面でない情報伝達・交換には自ずと限界もあるが、他方、これまで来場が難しかった職種、地域の方々が参加し、参加者が2倍増、3倍増となるという大きな利点がある。また、参加者アンケートでは、オンラインを通じ遠隔地で農作業等の風景を紹介しながらの講師のアドバイスなど、取組の第一線での生の声を聴けることへの高い評価も寄せられている。

当センターの大きな社会的役割が、全国各地での多様な都市農地活用事例に関する情報収集・発信と関係者の交流促進であることを考えたとき、オンラインに目が開かれたことは、コロナ禍によってもたらされた大いなるプラスの側面である。

国土交通省は「新型コロナ危機を踏まえた新しいまちづくりの方向性」の検討を開始したが、そこでは、都市のあり方として様々な災禍のリスクに対応できるリダンダンシー（冗長性）の重要性が述べられ、緑や都市農地などのオープンスペースの確保、柔軟な活用という方向が示されている。

コロナ禍が都市農地の保全政策にとっても大きなエポックになることは間違いない。当センターのこれまでの歩みを振り返ると、現在の都市農地制度（税制）が成立した平成3年、都市農業振興基本法が制定された平成27年と2つの大きな山があったが、今回のコロナ禍はセンターの活動を考えるうえで3つ目の大きな山になりつつあると考えている今日この頃である。

都市農地：市場の〈外〉にあることの贅沢



東京大学大学院 新領域創成科学研究科 教授 岡部 明子

■ デトロイトの放棄宅地

縮小都市研究チームのメンバーとして2011年・2012年にデトロイトを訪れた。そのとき、一口に都市農地といっても、自家消費が主の小さな無数の家庭菜園から大規模都市農場まで、多岐にわたることを知った(岡部2013)。デトロイトには、膨大な放棄された宅地が広がっていた。実に80km²におよび、東京山手線の内側の1.5倍もの面積だ。市場に見放された、市場の〈外〉にある。〈外〉だから、そこで人は、生産性や効率の呪縛から逃れ、何をしてもいい。

デトロイトは自動車メーカーのフォードのお膝元である。自動車工場など生産施設が市外に転出したときに、人口が流出した。この状況をビジネスチャンスととらえたのが大規模都市農業である。デトロイト在住の実業家ジョン・ハンツが始めた農場がその代表的な例だ。白人層が一斉に郊外に逃げたため、今では人口の8割が黒人であり、貧困層や失業者が多い。彼らに働く場と健康な食生活を取り戻そうとしているのが、社会事業としての都市農業であり、デトロイトではこれが主流といえる。なかでもミシガン都市農業イニシアティブ MUFI は、大企業からの寄付で安定した活動ができている。

しかし、デトロイトの放棄宅地を舞台にした多様な都市農のなかでポスト資本主義の農のかたちへのポテンシャルが感じられたのは、大規模都市農業でも社会的都市農業でもなく、少量多品種を生産する小規模経営の農場のひとつを訪れたときだった。フードフィールド(Food Field)という農場で、20代半ばの二人の青年が、ランドバンクから小学校の跡地1街区弱(30宅地、1.2ha)を購入して2011年

に始めたばかりの農場だった。コミュニティ支援農業 CSA(Community Supported Agriculture)を軸とした小さな農業で、デトロイト都市農業の第三のかたちだ。CSAは会員制で、収穫物のあるシーズン中は、会員の人たちが毎週野菜バスケットを農場まで取りにくるしくみだ。私がフードフィールドを訪れた2012年夏時点での会員数は15~25程度、もう少し増やして30~40にしたいと語っていた。このほかにダウンタウンの有名レストランと契約があり、なんとかやっていけそうだと話していた。今日欧米の都市近郊農場で広がりを見せているCSAは、日本でも取り組まれるようになってきたが、実はそのルーツは日本にあって、1965年に始まった生活クラブの産直提携らしい。消費者のほうが生産者の立場として産地の農家と契約して農産物を共同購入するしくみであり、消費者運動として始まったものである。

■ 都市は農のフロンティア

フードフィールドを立ち上げたノア・リンク(Noah Link)は、まずアメリカ型の大規模農場で働いたという。しかし、生産性向上と効率化がすべての世界で、そこに農業の明るい展望を見出せなかったという。そして、農の将来を模索しつつ世界中を旅して巡った。辿りついたのが、デトロイトの放棄宅地での都市農業だった。

デトロイトの放棄宅地で始める農は、「自分の考え次第で、次々と新しいことにチャレンジできるのが楽しい」と、寡黙で細身の青年ノアは目を輝かせていた。彼にとって、農の真のフロンティアは、AI農業などではなく都市にあった。都市は、市場の

〈外〉でしかチャレンジできない農の創造的なイノベーションに開かれていた。

農場を訪ねたとき、彼は、農地の脇にある韓国製の青い中古コンテナから出てきた【写真1】。手っ取り早く雨風をしのげ、安かったから一台入手したのだという。ここが作業場兼倉庫、住まいで、街区全体の3分の1程度まで農地にしていた。ビニールハウスが一棟建っていた。最近、コンテナの上には木造の傾斜屋根を付けてみたそうだ。日射で内部が熱くなるのを緩和し、雨水を集める工夫である。「養蜂と養鶏を始めようと思っている」と控えめながら夢を語ってくれた。



【写真1】2012年7月、デトロイトでフードフィールド(Food Field)を始めて1年ほどのノア・リンク(Noah Link)を訪ねた

次なる環境整備は、オフグリッド(送電系統とつながっていない)・ソーラー発電。ハウス用の電力に使う。彼はすでにクラウドファンディングなどいろいろな方法で資金調達を地道に進めていた。「太陽光の少ない冬場の電力不足が懸念されるが、周りの住宅地の並木で薪は十分に集まるので暖房に不足はない」という。

彼の農場は、空き地の目立つ住宅地であって、決して治安のいいところではない。にもかかわらずフェンスも塀もない。誰でもいつでも立ち入ることができる状態になっている。「野菜泥棒もちろんいるが、近所の人たちと交わる場にしたいと思っている。フェンスをつくるには費用もかかるし。近所の人たちといい関係をつくっておくことによって、近所の目があることにかけてい」とかなりおおらかだ。帰りにタクシーを呼ぼうと思ったら、ノアが「そこにバス停があるよ」というので、バスに乗ったが、

同乗者たちの視線が結構怖かった。

■ 農地と宅地が隣合せ

デトロイトの都市農地は、不毛の荒野を耕すような決して楽ではない挑戦だ。それに比べてわが国の都市農地ははるかに好条件に恵まれている。そのほとんどが、そもそも農地で市街地が拡大してきても営農がたまたま続いているところである。現在、宅地と農地が混在する都市郊外が見られるのには、生産緑地制度によるところが多分にある。

しかし、生産緑地は当初、都市に農地を必ずしも積極的に位置づけたのではなかった。完全市街地化への過渡的措置であると同時に、都市公園など公共の緑地が十分に確保できていない問題を解消する苦肉の策の一面があった。日本の都市は、先進諸国の都市に比べて公園面積は少ないが、実質的に緑は多かった。そこで良好な農地を都市の緑地とみなし、それを営農者に維持してもらう分、固定資産税を減額するアイデアだった。すなわち、都市を支配する不動産市場の〈外〉に農地を位置づける制度だった。

生産緑地制度が機能した背景には、モンスーンアジア的な農地の生産性の高さがあった。西洋発の都市計画では、都市と農村の対比の構図を所与とするが、東南アジアや日本のようなモンスーンアジアの風土では自明ではない。日本を含め稲作文化圏では、人口が相対的に集積し、都市と認識されているところの周りに、生産性の極めて高い水田が広がっている。水田地帯の人口密度が、欧米の都市郊外以上に高い。地理学者T.マッギーがデサコタ(デサは農村、コタは都市の意味)と名付けたとおりである(McGee 1991)。欧米都市のように特段の都市基盤整備を行わなくても、水田地帯に暮しながら都市的な仕事に従事することができる。東京近郊でも、専業農家が兼業になり、いつの間にか不動産業が主な収入源になっていったように、アジアでは、欧米的に言えば農村のように見えていたところが、人間の作為で都市化しなくても、勝手に都市のようなものに突然変異していく。農地が宅地化していき、農地と宅地が隣合せになる定めにあるのであって、決

して、よくいわれるように計画が徹底していないからではなかった。

■ コロナ禍の庭先直売

縁あって、小平市の都市農地についての調査研究に関わったことがある(小平市 2017)。東京西部の郊外に位置する小平市は、江戸初期に玉川上水がつくられて畑作可能な土地になり、小川村が生まれた。小川村の人たちは、玉川上水と並行して走る青梅街道を東京まで移動して野菜を届けていた。青梅街道と直交して細長い地割で路村開発され、その短冊農地のパターンが今日に引き継がれている。間口 30m ほど、南北に長く 1km におよぶ細長い土地には、青梅街道に面して家屋を建て、どこまでも畑地が続き、その先に雑木林があった(小平市 2012)。枯葉を腐葉土に使わなくなって雑木林から宅地化していった。それぞれの短冊の事情で徐々に切り売りされ、今では宅地と農地が縞模様をなしている【写真 2】。農家数は 50 年前に比べると半減したものの、現在でも 339 戸の農家が残っている。



【写真 2】小平市では、短冊農地の名残で、農地も宅地群も南北に細長い(撮影:近藤雅貴)

道を歩いていると、庭先直売所が目につく。農家さんが近くの畑をもたない住人たち向けに農作物を販売している。直売所は 127 箇所あるというから、農家 2、3 軒に 1 軒が庭先販売をしている計算になる。

そして、コロナ禍の夏、ナスやピーマンやきゅうりなどの夏野菜がいつもより多く売れたという。不意に移動を自粛する状況に追い詰められて、いちばん安心できるのは、当面生きていくのに欠かせない食料や生活必需品を自給できていることだ。しかし、長年便利に安住し、いつしか生活に必要なものはな

んでも買えばすぐに調達できると信じて疑わなくなっていた私たちは、今日の明日に自給はできない。そこで、歩いていける範囲で、対人接触をなるべく避けて必要なものを手に入れようと、誰もが生活行動を試行錯誤していった。商店街の小商店が見直されるようになったという。同様に、無人の庭先直売所の前を通りかかると、つい足がとまるというわけだ。

■ 農は贅沢

2017 年、小平市の短冊農地を対象とした課題に、建築学科の学生たちに取り組んでもらった【図】。彼らの提案のひとつに「農は贅沢」という言葉があった(岡部 編 2019b)。時代は変わった。ひところ前までは、畑仕事は「田舎くさい」と恥ずかしいものだったが、都心のマンション族にとって親子で土いじりは今やおしゃれだ。高級そうなこだわりの八百屋さんでは、土の感じられる農作物が胸を張っている。お金を払って農作業するニーズの存在が、至れり尽くせりの「シェア畑」のような貸農園新ビジネスにつながっている。

こうしたトレンドには、農や田園を美化する趣向が垣間見られ、ロマン主義に遡ることができる。美しい農の風景は額縁に入っている。一方ではお金を出して「おしゃれな土っぽさ」を買おうとしながら、自宅に隣接する農地からの土埃や臭いについて、農家さんに容赦ないクレームを浴びせる。都市住民を対象とした居住地選択についてのアンケート調査によると、「自然の豊かさ」を重視する人は 7 割を超えるが、「農地」を重視する人は 2 割にとどまる(福塚 2019)。さらに自然重視を選択した人の半数は、農地を重視しないと回答している。大多数の都市住民にとって、農は、美化されたものであり、お金で手に入る、市場で調達できる贅沢といったところだろうか。

しかし、贅沢とは、贅を尽くすとは、手をかけたものであり、そもそも効率の悪いもの、無駄なものだ。コロナ禍は、私たちは近くに農作物の育つ畑があることの大切さに気づかせてくれただけでなく、真の贅沢とは何かを考える機会となった。



図：2017年、東京大学の建築学科3年生が、小平市の短冊都市農地を対象に、東京郊外における農のあり方を提案した。図は提案をまとめた冊子の表紙。

都市にある農地は小規模で、固定資産税を優遇されたぐらいでは、農作物市場での競争力を維持できない。もっとも、地の利と顔の見える生産者が手をかけた東京育ちの野菜であることをブランド化して都心のレストランに販路を拡大している優良営農者もいるが、ニッチなマーケットであり効率的な営農にはならない。それが、コロナ禍で、いつもの無駄がもしもの必須、都市農地の冗長性の価値が顕在化した。自宅の隣地で農作物が育っている安心に、市場で調達できる浅薄な贅沢を超えた、農地が市場の(外)にあることの贅沢を少しは感じるようになったのではないだろうか。

■ 映画『人生フルーツ』

私は都市農地問題にとくに詳しいわけではないが、編集委員を務める『地域開発』誌で2019年に「農の見える都市的ライフスタイル」という特集を担当した(岡部 編 2019a)。編集委員会の席で、メンバーで地域経済が専門の松永桂子さんが、家庭菜園を始めたと知って、その場の勢いで一本書いていただくことにした(松永 2019)。いただいた原稿を読んでみてびっくり、彼女のキッチンガーデンは、想像した以上に本格的だった。オクラは4本立ちにするとしなやかな柔らかい実ができる、キュウリは6番目の節から上をカットして子づるを伸ばして育てる、腐葉土は家の側溝に溜まっていたものを利用する……。彼女が家庭菜園をしてみようという大きなきっかけになったのがドキュメンタリー映画『人生フルーツ』を観たことだ。「思想に影響を与える映画は少なくないが、行動に影響を与える映画はなかなかない」という。確かにそうだ。

このドキュメンタリーは、高蔵寺ニュータウン(愛知県春日井市)の設計を担当した津端修一さん(90才)とその奥さんの英子さん(86才)の老夫婦の生活を追っている。彼らは高蔵寺ニュータウンのはずれに300坪の土地を買い、師である建築家レーモンドの思想を体現した家を見て、雑木林の枯葉を集めて畑に鋤き込みその実りをいただき、ていねいな暮らしを実践している。1960年代、建築家として、ここにニュータウンを計画するにあたり、昔からあった雑木林を生かそうとしたものの、実現できなかったことへのささやかな償いでもあった。手をかけ、自然の理に身を委ねて初めて手に入る贅沢な暮らしである。

風が吹けば、枯葉が落ちる。

枯葉が落ちれば、土が肥える。

土が肥えれば、果実が実る。

(映画「人生フルーツ」より)

そして修一さんは「畑の草むしりをした後 昼寝したまま起きてこなかった」。なんと贅沢な死のことか。誰もがあこがれる人生の終わり方である。でも、いくらお金を出しても買えない贅沢だ。

■ ダークエコロジー

『人生フルーツ』を観て、私はパール・バックの名作『大地』(1931年)の一節を連想した。土を耕していると、過去の人たちの欠片に遭遇する。その土地を耕しそこに暮らした人たちの家も、そして彼らの肉体も、いつの日か土に還り、土を肥やす。後世の人たちに、肥えた土を残す。水稻が自生し、稲作が自然に生まれたであろう揚子江沿いのゆるやかな起伏のある湿った中国の土地で、人間が導線と

なるすさまじい生態系に放り込まれた気がした。美化され客体化されたロマン主義的な自然ではなく、私たち人間もともに循環する生態系である。モートンのいう「ダークエコロジー」である（モートン 2007=2018）。

そこには、自らが生命ある動物的身体であることを受け入れる境地を手に入れた人たちが、迎えられる贅沢な死がある。動物的身体に背を向けては、決して到達できない死。しかし、現実には、生命ある生き物であることに身を委ねれば、疫病に感染しものがき苦しむ死が待っているかもしれない。『人生フルーツ』の修一さんのように、畑仕事の後のひと休みのままあの世に旅立てる死は、たまたま運よく迎えられるとても贅沢な死である。

松永さんは、「ちょっと野菜づくりをただで、土と人の命のつながりを実感し、人生が変わるような気がする。ちょっと大げさかもしれないけど」という。私たちが土と切り離されてしまっていることに気づかされ、極論すれば「人間を含む貪欲な多種たちの賑やかな吹き溜まり（東 2020）」にまみれて生きたいという感覚かもしれない。そもそも人間を外部化した自然環境など本当はなく、あるのは「都会を含むすべての大地と、そこを起点として水と空気が循環することで息づく環境全体」だけだ（高田 2020）。

都市農地には、地球環境を守らなくてはならないという教条的な学習の場としての農の体験の対極で、もっと根源的な動物的身体からくる渴望の受け皿が求められているのではないか。

そういえば、6年前にデトロイトで会ったノア青年はどうなっているだろうか。ひょっとしてもう消えているのではないかと思い、2018年に一度ネット検索してみた。すると、2012年に描いていた夢物語をことごとく実現させていた。養鶏場、養蜂箱、そして養魚場までできていた。なまずとブルーギルを養殖している。フィッシュバーガー用のテラピアは熱帯の魚で光熱費がかかるからやらないとのこと。コンテナひとつだった住まい兼作業場は、増殖

していた。サイクリングの小休止に立ち寄った人たちと談笑している写真もあった。木陰に緩い円弧を描く長テーブルに純白のテーブルクロスがかけられ、50人を超える人たちが席について畑の実りを食している【写真3】。「農という贅沢」とはこういうことだろうか。最近ではコロナ禍での農場オープンエアコンサートをやっている。目を見張る発展ぶりだ。ただそれは「農の創造性」が商品化されていたプロセスでもあったといえよう。



【写真3】プロの料理人を招いて、フードフィールド農場でディナー（2017年8月）
(<https://www.facebook.com/foodfield/>)

そして、ノア・リンク氏本人は、フードフィールドを2019年に去っている。10年ほど前に訪れたとき、遺棄された都市デトロイトでは、何でもありに思えた。大規模農業においてAI化が進むなか、ダークエコロジー的な農の、近代の業であることを超えたフロンティアの予感を、私は勝手にフードフィールドに抱いた。最近の地元の記事（<https://detroitisit.com/urban-farming-struggles-to-mature-in-detroit/>）のなかで、リンク氏は「寄付を財源とする MUFJ モデルの影響で、都市農園の作物はタダであることが常識になってしまった」と嘆いている。寄付がかすがいとなって、社会的都市農業が資本主義システムに取り込まれ、市場の〈外〉の放棄宅地であっても、以前ほど自由奔放な農の挑戦が許されなくなったのだろう。

生産緑地制度は、市街地にある農地に、都市の土地市場の〈外〉に居場所を与えた点で画期的だったと私は思う。今回の生産緑地法改正では、農家レストランができるようになるなど一見都市農に自由度が増したように見える。しかしそれは、都市に農地をもつ農家に、ビジネスとして成立する都市農業

を期待していることでもある。「農という贅沢」の商品開発である。都市農地を市場に包摂する方向である。これが、消費される贅沢、すなわち浅薄な贅沢なのに対して、デサコタ的風土の必然から存在する日本の都市農地には、もっと深淵な贅沢が潜在している。人間の動物的身体が土に還る実感を取り戻す贅沢である。そこに、市場の〈外〉にあることによる深淵な贅沢がある。私はそれを、都市農地に貪欲に諦めずに求めていきたい。

引用文献

McGee, T G (1991). The Emergence of Desakota Regions in Asia: Expanding a Hypothesis. In N S Ginsburg, B Koppel and T G McGee eds, *The Extended Metropolis: Settlement Transition in Asia* (Honolulu: University of Hawaii Press). pp. 3-25.

東千茅 (2020) 『人類堆肥化計画』 創元社

岡部明子 (2013) 「都市縮小の先端を走るデトロイト最新事情 (2) 本格化する都市農業」『地域開発』 v585 48-52 頁

岡部明子 編 (2019a) 「特集：農の見える都市的ライフスタイル」『地域開発』 v628

岡部明子 編 (2019b) 「特集 2: 『プチ田舎』 こだいら」『地域開発』 v629 54-70 頁

小平市 (2012/01) 「こだいらちょっとむかし」『市報こだいら』

小平市 (2017/03) 『地方創生総合戦略推進のための都市農地に係る調査研究報告書』 小平市企画政策部政策課

高田宏臣 (2020) 『土中環境』 建築資料研究社

福塚祐子 (2019) 「都市農地を活かした多様な『都市+農』的ライフスタイル」『地域開発』 v628 7-11 頁

松永桂子 (2019) 「ライフスタイルとしての都市の農」『地域開発』 v628 64-68 頁

モートン, T. (2007) 篠原雅武 訳 (2018) 『自然なきエコロジー』 以文社

都市緑地としての都市“農地”

ーランドスケープ・アーキテクチャーの視点からー

大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授 加我 宏之



1. 成熟型社会における都市“農地”

2015（平成 27）年に都市農業振興基本法が制定され、都市農業の安定的な継続、都市農業の有する機能の適切・十分な発揮によって良好な都市環境の形成に資する都市農業の重要性が示された。本法において、都市農業の多様な機能として、新鮮な農作物の供給、さらに都市住民の農業への理解の醸成といった都市農業の生業によって発揮される機能に加えて、国土・環境の保全、災害時の防災空間、良好な景観の形成といった健全に都市農業が営まれる都市農地が都市に存在することによって発揮される機能、すなわち、都市における都市農地の環境的価値が明確化される。さらに、都市農地を都市住民が農業体験や学習の場として利用することによって、農業従事者と都市住民、都市住民同士の交流が育まれるといった効果が示された。

地球規模での環境問題が顕在化し、人間と自然との関わりにおいて「人間の自然への生態学的適合」が重視され、都市農地は、「宅地化すべきもの」ではなく「あるべきもの」と成熟型社会において都市における位置づけが大きく転換されるが、都市緑地としての都市“農地”は、21 世紀以降の環境の時代において、その役割がはじめて着目されたものではない。造園学の主たる対象である庭や公園の起源においても「農」との関わりは深く、20 世紀初頭の都市の近代化の時代に誕生する近代都市計画においても健全な都市を形成する上で、都市農地は欠かすことのできない存在であった。

2. 近代造園学の起源と「農」との関わり

狩猟生活を営む古代人は、自然に対して畏怖の念

を抱き、人間の集団の最小単位となる家族が生きていくための拠り所、外敵や自然の風雨といった外界から保護するシェルターとして「いえ」をつくる。家族の生活は、「いえ」といった内部空間で完結することなく、内部空間で営まれる様々な機能を補完する外部空間として「にわ」が設けられる。「にわ」は、かつての農家の庭先の作業的空間であり、その後の「庭」の前駆的空間となる。やがて、「にわ」に木陰、元気回復、清涼などの機能が付加され、精神的な楽しみや喜びのための土地の囲いとしての「庭園」として発展する。

18 世紀に産業革命が起こると、都市への人口集中は著しくなり、大衆社会の到来に伴って、都市の衛生環境の改善、大衆のレクリエーション需要に対応するために、「都市の肺」としての「公園」が登場する。「park」と称する「公園」のはじまりを見ると、イギリスを中心とする欧州では、中世の王侯貴族の庭園（Garden）や王侯貴族の狩猟地（Park の原義）である牧草地が開放され、さらには、放牧や燃料用の木材採取等のために確保されてきた個人や複数の住民が共通に利用する土地、日本では里山にあたるコモンが開放されたことによって、庶民の「庭」としての「公園」が生まれる。このように「公園」も「庭園」の元となる「にわ」もその起源は農的空間にあることがわかる。

新大陸アメリカにおいては、新市街地の開発とともに新たに公園が建設されるが、その中でも全世界の注目的となったのがニューヨークのマンハッタン島に建設されたセントラルパークである（写真）。

セントラルパークの建設にあたり、1857 年に設



写真 ニューヨーク・セントラルパーク

計コンペが実施され、「緑の芝原」をコンセプトとした案を出した、フレドリック・ロウ・オルムステッドとカルバート・ポーがセントラルパークのデザインを担当した。オルムステッドは、アメリカ中南部の農園で育った農業土木の技術者であり、自身の専門技術を高めるためにイギリスに留学する。その際にイギリスの田園風景に魅了され、絵画に描かれた美しい田園風景を庭園に再現するイギリスの自然風景式庭園技法を学び、その庭園技法をもってセントラルパークをデザインする。広大な芝生広場、池、水の流れのある現代の都市公園デザインの起源もオルムステッドが理想とした「農」の風景にあるといえる。オルムステッドは、近代造園学（ランドスケープ・アーキテクチャー）の創設者である。彼は、ランドスケープ・アーキテクチャーとは、「人と自然の関係を科学的（生態学的）、芸術的に究明して、相互の関係を総合的に調和ある関係として空間化し、それを持続させることによって大地を管理していく専門分野」であるとし、近代造園学を牽引していくが、この人間の大地に対する働きかけを持続させ、大地を管理するといった造園学の根幹をなす考え方は、まさに「農」の精神にあるといっても過言ではない。

3. 近代都市計画における都市“農地”

19世紀後半は、都市の産業化と工業化の時代であり、イギリスのロンドンを中心に都市への人口集中は著しく、労働者の健康と衛生環境の改善は、近代都市計画の喫緊の課題であった。こうした時代に近代都市計画が発展し、理想都市計画が数々提唱されるが、その中でも特に注目されるのはエベネザー・ハワードの田園都市論（図1）である。ハワードは、田園都市論において、無秩序な市街地の連担を防止するため、母都市を取り巻く衛星都市の建設を提唱し、母都市と衛星都市は、健全な農地によつ

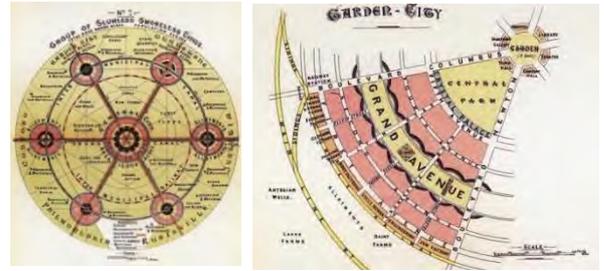


図1 ハワードの田園都市論¹⁾

て形成されるグリーンベルトによって取り囲まれるべきであるとした。また、郊外の衛星都市は田園都市と称され、田園都市は都市でもなく、農村でもなく、都市と農村が融合したものであるとした。ここでの緑地計画を見ると、市街地の中心に位置する都市広場や中央公園に加えて、居住者のレクリエーション需要に対応するために、市街地周辺に市民農園を配置した。さらには市街地を取り囲む大農場が必要であるとし、消費地となる都市とともに消費を支える生産地があることによって、都市は自律するものとされ、近代都市計画理論において、都市農地は都市と切り離すことのできない存在であった。

日本においても、明治維新以降に都市の近代化が図られることになるが、その中で、大正末期から昭和初期において当時「自由空地」と称されていた都市の「緑地」に関する議論が活発化する。1932（昭和7）年に現在の首都圏を対象に、広域の緑地計画を検討する東京緑地計画協議会が発足する。協議会の検討の対象とする緑地とは、公園や公開緑地、分区園（現在の市民農園）、遊園地などの「普通緑地」、庭園や保存地、景園地などの「緑地に準ずるもの」に加えて、普通農業地区、林業地区、牧野地区などの「生産緑地」であるとし、生産緑地が緑地の対象であることを明確にしている。協議会は、1939（昭和14）年に現在の東京23区を取り囲む位置に環状緑地帯を計画したが、大阪でも1941（昭和16）年に都心から約10kmの範囲に環状緑地帯を位置づけた大阪緑地計画が発表された。東京緑地計画、大阪緑地計画ともに都心を取り囲む環状緑地帯の主たる緑地は農地である。家屋が無限に連続し、膨張するのを防ぐ都市の形態を規定する上で、都市農地の保全が不可欠であり、都市農地が近代都市における緑地計画の骨格を成していたことがわかる。

4. 地域再生とエディブル・ランドスケープ²⁾

1) 世界におけるエディブル・ランドスケープ

エディブル・ランドスケープとは、一般的には食べられる植物を用いた景観を指し、その提唱者とされる Rosalind は「食卓においしく健康的な物を選び、水や土、エネルギーの消費を切りつめ、食べられる植物を用いて美しくよく計画された景観をつくること」と定義している。エディブル・ランドスケープは食べられる植物を通じて、地域に住む人々が環境に直接働きかけることができ、まちの個性を育む手段の一つと考えられている。

世界におけるエディブル・ランドスケープのはじまりを見ると(表)、エディブル・ランドスケープの礎は、19世紀末の1893年恐慌の際にアメリカにおいて低所得者層に対して土地が割り当てられたこと、次いで20世紀前半の第一次・第二次世界大戦下におけるビクトリーガーデンと呼ばれる食糧確保のための庭づくりが広まったことにあるといわれている。1970年代にはスラム化が進むアメリカ各都市のインナーシティで地域住民のためのコミュニティガーデンが展開され、菜園活動を通じて地域環境の改善が図られた。このコミュニティガーデンは、その後のアメリカでさらに広がりを見せ、現代にもその価値が受け継がれており、その様子については「都市を耕すーエディブル・シティ」と題したドキュメンタリー映画が2014年に公開される。このコロナ禍においても改めてその価値が注目されることとなり、Edible Media³⁾により、2020年6月30日までYouTubeを通じて無料で配信されていた。

表 世界におけるエディブル・ランドスケープの変遷

時期	背景	都市	事例	対象者	場所	役割
19世紀末	1893年恐慌	ワシントン	恐慌対応の土地開放	地域内居住者(低所得者)	都心部の空地	・食糧の確保
20世紀前半	第一次・第二次世界大戦	アメリカ(全土)	ビクトリーガーデン	地域内居住者	都市内の空地	・食糧の確保
1970年代	スラム化 インナーシティ	ニューヨーク/サンフランシスコ/フィラデルフィア	コミュニティガーデン	地域内居住者(低所得者)	都心部の空地	・スラム化など深刻な社会問題の解決 ・居住地域内の環境改善 ・修景緑化
1980年代	環境共生/ コミュニティ創造	デビス	ビレッジホームズ	地域内居住者	郊外の住宅地(菜園・街路樹・個人宅の庭)	・環境共生 ・コミュニティ創造
1990年代	環境共生型の集合住宅モデル	ロサンゼルス	エコビレッジ	地域内居住者	都心部の住宅地(集合住宅の庭)	・環境共生 ・コミュニティ創造 ・環境教育
2000年代	ベッドタウンの人口減少	トッドモーデン	インクレディブル・エディブル・トッドモーデン	地域内居住者(あらゆる階層)	郊外の住宅地(公共空間・個人宅の庭)	・コミュニティ再生 ・食育 ・多様な交流機会の創出 ・地域経済の活性化

1980年代には、環境共生やコミュニティ創造を目指した郊外住宅であるビレッジホームズが建設され、ここではエディブル・ランドスケープとして地区内の菜園だけでなく街路樹にも食べられる植物が用いられた。1990年代になると環境共生型の集合住宅モデルとしてエコビレッジが開発され、食への関心を高めるといった教育的意味がエディブル・ランドスケープに加わり、2000年代には公共空間に食べられる植物を植え、地域住民が自由に収穫できるインクレディブル・エディブル・トッドモーデンの活動がイギリスの郊外住宅地で展開される。ここではベッドタウンの人口減少に対応して、年齢、収入、文化の垣根を越えてあらゆる階層の交流機会の創出が目的とされ、地域経済の活性化も意図されている。エディブル・ランドスケープは、それぞれの時代の都市問題を解決する手段として用いられてきたことがわかる。

2) 日本におけるエディブル・ランドスケープ

日本におけるエディブル・ランドスケープを用いたプロジェクトについて、Google検索を用いて、「エディブル・ランドスケープ」「食べられる景観」などをキーワードとして検索すると、25事例も実施されていることが確認できる。

その中でも、堺市南区の泉北ニュータウンにおいて実施されている「泉北レモンの街ストーリー」は、レモンによる風景づくりやレモンを介したコミュニケーション・ネットワークづくり、泉北の特産品づくりといった多様な目的を掲げて、エディブル・ランドスケープを媒介とした地域の再生に地域住民が主体となって取り組んでいる⁴⁾。

泉北レモン植樹の普及活動では、通しナンバーが入った「泉北レモンの街ストーリープレート」付きの苗が販売され、各戸建住宅の庭に居住者が自らレモンを植え、育て、収穫し、各家庭で食べられ、レモンが街の景観に一体感を生み出している。

エディブル・ランドスケープの取り組みは、食べられる植物を「植える」、「育てる」といった草花による緑化活動でも見られるプロセスに加えて、食べられる植物であることから「農」の恵みから得られ

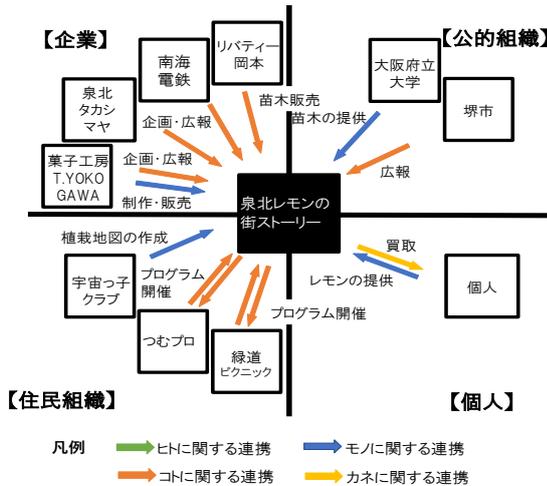


図2 泉北レモンの街ストーリーにおける他団体との連携⁴⁾

る「収穫する」、「食べる」といったプロセスが加わることで、通常の緑化活動より都市住民の活動の深みが増すことが大きな特徴と言える。「泉北レモンの街ストーリー」では、それぞれのプログラムを通じて他団体との多様な協働の様子が確認でき（図2）、駅前広場や商業施設といった多くの人の目に触れる場所にレモンが植えられている場合には、主催団体の関わりが少なく、他団体が主体となって実施されているものが多くみられる。ここでは、南海電鉄等の企業、堺市、地元の大学等の公的組織に加えて、住民組織や個人すべての属性との連携がみられ、特に企業や住民組織とレモンを使った商品開発等の企画、広報、食に関するイベントの共催など「コト」に関する連携を中心にプログラムが実施されていることが特徴であり、加えて地元の大学や個人からレモンの苗木の提供などの「モノ」の支援を受けている。

5. 都市緑地としての都市“農地”への期待

都市緑地としての都市“農地”は、都市の緑地計画を対象とする造園学の礎であり、特に、緑地を持続させることによって大地を管理していく専門分野として「農」の営みに学ぶべきことは今後も多いものと考えている。

都市側から都市の緑地の保全・創成を規定する都

市緑地法は、2017（平成29）年の法改正によって、「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地もしくはその状況がこれに類する土地として、「農地であるものを含む」であることを加筆し、都市の緑地の定義に「農地」が含まれることを明確化する。都市の成長に対応した都市づくりのはじまりにおいて、都市計画や造園学をリードした先人が都市緑地に都市“農地”を位置付けていたことを考えると今更の感はある。

しかし、近代都市計画において、過密化する都市環境問題を解決する上で、都市と農地は二項対立するものではなく、それらが一体となることで理想の都市が建設されるとされてきた。都市の成熟に対応した都市づくりにおいて、改めて、都市緑地としての都市“農地”が位置付けられたことを真摯に受け止め、都市に保全された都市農地を舞台に都市住民がいきいきと活躍することで、都市農地を媒介にこれからの都市の持続的発展が達成されることが期待される。そうした中で、エディブル・ランドスケープは、都市住民にとって、小学校区や住区という地縁に加え、エディブルというテーマ性が公的組織との連携だけでなく、住民組織や企業といった多様な主体が関わることを可能にしており、新型コロナ禍で時間に余裕のできた都市住民にとって、「農」的生活の需要はますます高まるものと考えられる。

引用・参考文献

- 1) エベネザー・ハワード(1898)「明日－真の改革への平和的な道」
- 2) 本稿は、藤原優美子・松尾薫・武田重昭・加我宏之(2020)「地域再生におけるエディブル・ランドスケープの役割とその可能性」,『2020年度日本都市計画学会関西支部研究発表会講演概要集』,9-12を基に加筆修正したものである。
- 3) Edible Media : <http://edible-media.com/>
- 4) 泉北レモンの街ストーリー : <https://senboku-lemon.net/>

都市農業への機運の高まりと都市農地貸借法の活用

農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 都市農業室
都市農業第二班 課長補佐 小林 博美

1 都市農業の多様な機能と期待

(1) 都市農業への関心の高まり

身近にある都市農業・都市農地への関心が高まっています。

令和2年5月に三大都市圏の都市住民 2,000 人に行った調査（以下、「ウェブ調査」）では、8割近い都市住民が「都市農業・都市農地は保全すべき」と回答しており（図1）、昨年度の調査より約5ポイント増加しています。

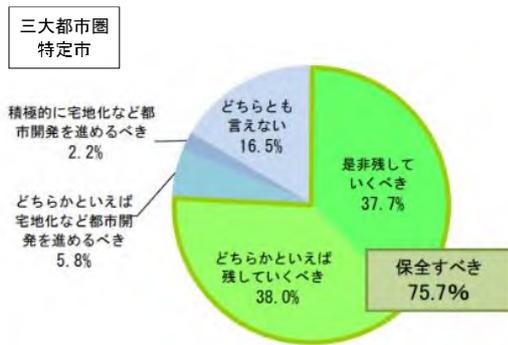


図1 住民の都市農業・都市農地の保全に対する考え方
資料：農林水産省「都市農業に関する意向調査」
(三大都市圏特定市の都市住民2,000人を対象に令和2年5月に実施したWEBアンケート)

特に日常生活の中で農地を目にする機会が多いほどその割合は高いことから（図2）、都市部に農地を保全していくことがとても重要です。

更に新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ

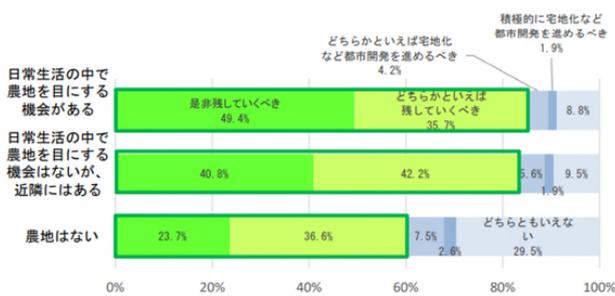


図2 農地とのかかわりや農地保全に対する考え方
資料：図1と同じ

ナ）」の影響により、新鮮な農産物を供給する都市農業や農産物直売所が果たす役割が「高まっている」と回答した都市住民は半分以上を占め（図3）、自粛生活の中、日常生活で目にする都市農業・都市農地について、再認識している結果と捉えることができます。

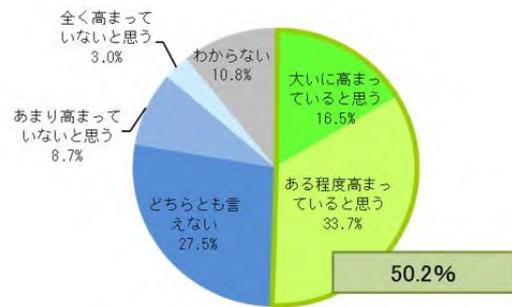


図3 新型コロナウイルス感染症における都市農業の果たす役割
資料：図1と同じ

新鮮な農産物の供給機能以外に、農業体験・交流活動の場としての機能においても、都市部で市民農園を利用したいという問い合わせが増加しているとの声をお聴きします。新型コロナの影響から、身近にあって、かつ体を動かすことができる場として、さらに農産物を自給生産できる場として市民農園への関心が高まっているといえます。

最近では、JAや市民農園開設者と大学との共同調査で市民農園のストレス軽減効果を科学的にデータで裏付けられた成果が発表されています。

このような効果も後押しとなって、利用者の増加につながっているものと推察されます。

(2) 防災機能への期待

住宅が密集している都市部では、多発する豪雨災害等への不安や火災時の延焼防止から、防災空間と

しての機能に多くの都市住民がその役割に期待しています。

ウェブ調査では、8割以上の都市住民が発災時に円滑に農地が利用できるよう事前に自治体やJA、農業者間で協定締結や農地の登録を行う防災協力農地の取組が「必要だと思う」と回答しています(図4)。

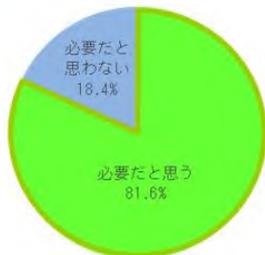


図4 防災協力農地の取組の必要性
資料：図1と同じ

具体的な役割については、災害時の緊急避難場所、農産物の供給、生活用水の給水としての役割に多くの都市住民が期待しています。

新型コロナや豪雨災害等により、特に人口が集中している都市部では、これまでの日常生活やワークスタイルが大きく変容し、今までより身近な地域に目が向けられ、近くに存在する都市農地・都市農業を都市部にあるべき貴重な存在とし気付き始めています。

2 都市農業の現状と保全に向けた対応

(1) 都市農業の現状

都市農業では、農業経営上、消費地に近いという立地条件を最大限活用した農業経営が展開されています。

実需者のニーズに即した少量多品目の有機農産物の生産や採れたて新鮮な農産物の自動販売機による直売、伝統野菜をブランド化し、レストランや高級デパートへの直販、コミュニケーションを図りながらの移動販売など様々な農業経営のスタイルがあります。

経営耕地面積は全国平均で3haに対し、都市農業全体では0.7haと2割程度であり、三大都市圏特定市にあつては2割以下と、経営規模は小規模ながらも(図5)、販売金額は年間500万円以上の経営体の割合が17%と全国ほぼ同程度の割合で存在し、

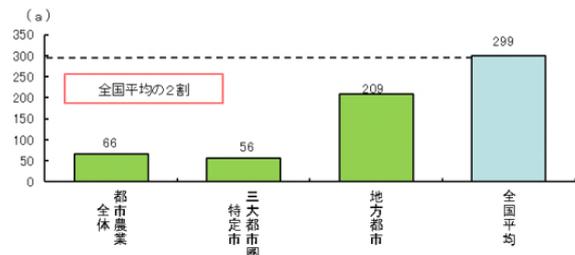


図5 1経営体当たり経営耕地面積
資料：農林水産省「農業構造動態調査(平成31年)」, 東京都及び全国農業会議所調べ(令和元年)

100万円以上500万円未満にあつては全国より割合が高く、収益性の高い農業経営が展開されています(図6)。(詳細な都市農業者の経営モデルは農林水産省ホームページにある「都市農業にトライ!」をご参照ください。)

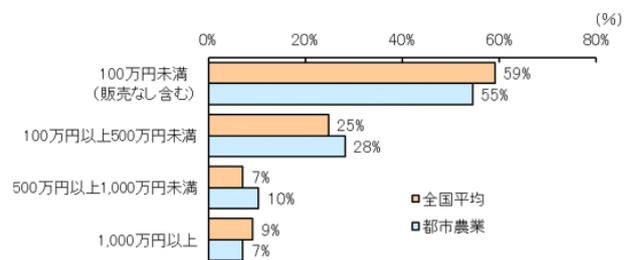


図6 農産物の年間販売金額(農業経営数割合)
資料：農林水産省「2015年農業センサス」, 東京都及び全国農業会議所調べ(令和元年)

(2) 都市農地の減少

都市農地・都市農業への評価が高まっている一方で、人口減少局面においても都市農地は残念ながら毎年減少しています(図7)。

生産緑地も、減少幅は小さいながらも減少しています。減少の主な要因は、農地以外への転用ですが、後継者が不在のため農業を継続することができず、相続に伴い相続税を納入するため農地を売却するケースが見受けられます。

また、都市部にある立地条件から資産価値も高いため、農地を貸し付ける場合、農地法の手続きが必要となりますが、農地法では耕作者を保護する観点

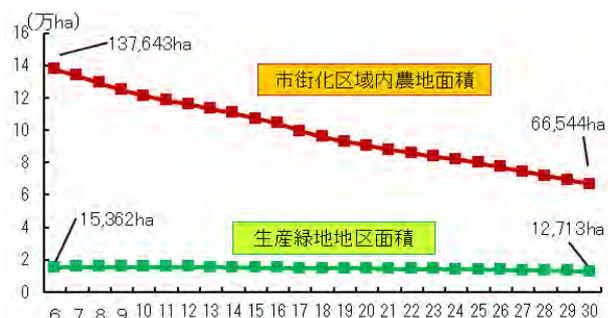


図7 市街化区域内農地面積の推移
資料：総務省「固定資産の価格等の概要調査」、国土交通省「都市計画年報」

から、農地を返還させる場合、都道府県知事の許可を得る必要があるため、所有者は農地の貸借をためらう傾向にあります。

さらに、農地の相続税の納税猶予は、終身営農を義務付けているため、体調により営農困難な場合以外は、農地を貸し付けた場合、納税猶予は打ち切れ、過去に遡って多額の税負担が伴うため、ほとんどの都市農業者は農地を所有した形態で営農をしています。

しかしながら都市部でも全国の農業状況と同様に、農業従事者の不足、高齢化は進行しており、都市部の農地を将来に向け保全していくことが、喫緊の課題となっています。

(3) 国や地方自治体の動き

このような課題と都市農業への機運の高まりから、都市農業の安定的な継続と、都市農業が有する多様な機能を発揮し、良好な都市環境を形成するため、平成 27 年 4 月に都市農業振興基本法（以下、「基本法」）が制定されました。翌年 5 月には基本法に基づく「都市農業振興基本計画」（以下、「基本計画」）が閣議決定され、都市農地の位置付けが「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換されました。

基本計画策定後、都市農地の計画的な保全に向けた施策が展開されました。国土交通省では、平成 29 年に生産緑地法をはじめとする関連する法律を改正し、小規模な農地を生産緑地に指定することが可能となる要件の緩和措置や指定後 30 年経過後も農地を保全できる特定生産緑地制度の創設などが行われました。

農林水産省では、平成 30 年 9 月に施行された都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下、「都市農地貸借法」）により、農地法の特例措置を設け、貸借期間後に農地が返還される措置を講じ、農地所有者は安心して貸すことができ、受け手は生産緑地内の農地を借りやすくなっています。併せて税制面からも、農地を貸し付けても農地の相続税の納税猶予が打ち切れず継続できる措置を講じ、都市農地が円滑に貸借できる環境が整備されています。

また、自治体においても、基本法に定める地方計画を策定する自治体が毎年増加しています（表 1）。地方計画を策定した自治体の中には、過去に廃止した農政部局を復活し、都市農業を強力に推進していく自治体や、宅地から農地に再生する独自の支援策を講じている自治体もあり、各自治体で都市農業を支援する動きも出てきています。

まだ未策定の自治体においては、都市農業への関

表 1 地方計画の策定状況

地方計画策定済み(9都府県、53市区)

(令和2年3月末日現在)

都道府県	策定年月日	概要	市区町村	策定年月日	概要	市区町村	策定年月日	概要			
関東	埼玉県	H29. 3月	新規策定	東京都	世田谷区	H31. 3月	既存計画の見直し	静岡県	静岡市	H30. 3月	新規策定
	千葉県	H29. 12月	〃		板橋区	〃	〃		浜松市	H31. 3月	〃
	東京都	H29. 5月	既存計画の見直し		杉並区	H31. 1月	〃	愛知県	名古屋市	H30. 3月	既存計画の見直し
	神奈川	H29. 3月	〃		三鷹市	H31. 3月	〃		安城市	H31. 3月	新規策定
愛知県		〃	新規策定		昭島市	H29. 11月	〃	北名古屋市	〃	〃	
東海	滋賀県	H30. 12月	〃		調布市	R2. 3月	〃	大阪府	大阪市	H30. 6月	〃
	京都府	〃	〃		町田市	H29. 3月	〃		豊中市	R2. 3月	〃
	大阪府	H29. 8月	〃		小平市	H30. 3月	〃	交野市	H31. 4月	〃	
	兵庫県	H28. 11月	〃		日野市	R2. 3月	〃	兵庫県	神戸市	H30. 9月	〃
近畿	国立市	H29. 3月	〃		国立市	H29. 3月	〃		西宮市	H31. 3月	〃
	狛江市	H30. 3月	〃		狛江市	H30. 3月	〃	伊丹市	H29. 3月	〃	
	東大和市	〃	〃		東大和市	〃	〃	高知県	高知市	R2. 3月	既存計画の見直し
	清瀬市	H29. 3月	〃		清瀬市	H29. 3月	〃		福岡県	北九州市	H28. 5月
	武蔵村山市	H30. 3月	〃		武蔵村山市	H30. 3月	〃	熊本県	熊本市	H30. 1月	〃
	多摩市	H31. 3月	〃		多摩市	H31. 3月	〃		荒尾市	R1. 7月	〃
	西東京市	〃	〃		西東京市	〃	〃	鹿児島県	鹿児島市	H29. 3月	〃
	日の出町	R2. 2月	〃	日の出町	R2. 2月	〃					
	横浜市	H30. 11月	〃	横浜市	H30. 11月	〃					
	川崎市	H30. 3月	既存計画の見直し	川崎市	H30. 3月	既存計画の見直し					
平塚市	H31. 2月	新規策定	平塚市	H31. 2月	新規策定						
鎌倉市	H30. 7月	〃	鎌倉市	H30. 7月	〃						
藤沢市	H29. 3月	〃	藤沢市	H29. 3月	〃						
厚木市	H30. 3月	〃	厚木市	H30. 3月	〃						
大和市	H31. 3月	〃	大和市	H31. 3月	〃						
海老名市	H30. 12月	既存計画の見直し	海老名市	H30. 12月	既存計画の見直し						
南足柄市	R2. 3月	〃	南足柄市	R2. 3月	〃						

※ 赤字は令和元年度中に地方計画の策定又は見直しを行った地方公共団体。

心が高まっている機運を的確に捉え、都市農業に対する行政の方針を示す地方計画の策定に向け、前向きに取り組むことが期待されます。

(4) 都市農地の所有と利用を分離

都市農業は、新型コロナでさらにその存在感を増し、持続的に営まれるよう、都市農地を将来にわたって適正に保全し、その有効な活用を図っていくことが必要不可欠です。

そのためには、農地の価格が高額な都市部では、売買による農地の有効活用は困難であるため、所有と利用を分離し、貸借によって農地の利用を促進することが効果的です。

3 都市農地貸借法の活用状況

(1) 制度の活用が大幅に増加

これまで様々な措置を講じてきたところですが、実際に都市農地貸借法が施行された平成 30 年 9 月から令和 2 年 3 月末までに活用された件数は 174 件、面積は 30.6ha と前年度末の 42 件、8.2ha から、大幅に増加しています（表 2）。

都市農地貸借法の二つの仕組み別では、自ら耕作する者に係る貸借では、件数 119 件、面積 22.2ha が都市農業者に貸し付けられています。平成 30 年度は東京都を中心に関東圏で主に活用されていましたが、令和元年度は赤字の自治体で新たに活用されており、西日本の大阪府、兵庫県を中心に活用され、今後さらに未活用の自治体に広がっていくことが期待されます。

もう一つの仕組みである市民農園の開設に係る貸借においては、件数は 55 件、面積は 8.4ha、区画は約 6 千区画開設されています。農業に手軽に触れ合いつつ、品質の高い農産物を栽培したい都市住民のニーズ等を踏まえ、手ぶらで農業指導が受けられる農園の開設など様々なサービスが提供されている農園が市街化区域内に展開され、農業への理解醸成や都市住民の生活の向上に貢献しています。

(2) 制度の活用事例

活用されている事例では、所有者の高齢化により農地の維持管理が困難になった農地を規模拡大意向のある農業者へ集積した事例や、20 代の新規就

表 2 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の認定等の状況

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の認定等は、174件・305,830㎡で行われた(令和2年3月末実績)。

① 自らの耕作の事業の用に供するための都市農地の貸借の円滑化 【借りた都市農地で自ら耕作の事業を行う場合】

都道府県名	市区町村名	事業計画の認定状況		都道府県名	市区町村名	事業計画の認定状況	
		件数	面積 (㎡)			件数	面積 (㎡)
埼玉県	朝霞市	1	3,431	神奈川県	川崎市	1	239
	新座市	1	5,239		平塚市	1	2,406
	富士見市	1	1,635		茅ヶ崎市	2	1,582
	坂戸市	1	5,066		愛知県	名古屋市中区	4
千葉県	船橋市	1	1,759	碧南市	1	3,419	
	世田谷区	5	9,725	日進市	1	2,369	
東京都	板橋区	1	2,050	京都府	京都市	5	7,131
	練馬区	5	18,754	大阪府	岸和田市	1	2,507
	足立区	1	1,772		高槻市	1	500
	江戸川区	1	689		貝塚市	2	2,587
	八王子市	5	6,471		八尾市	8	10,288
	三鷹市	5	13,466		寝屋川市	1	1,138
	府中市	8	7,951		河内長野市	1	1,682
	昭島市	2	4,143		柏原市	1	1,595
	調布市	2	2,767		東大阪市	3	4,603
	町田市	6	14,186		泉南市	3	4,113
	小平市	5	11,603		兵庫県	神戸市	1
	日野市	4	8,795	尼崎市		5	8,013
	東村山市	5	6,752	伊丹市		7	5,111
	国立市	1	1,317	宝塚市		1	1,114
	清瀬市	1	2,776	川西市	1	451	
	武蔵村山市	2	3,845	和歌山県	和歌山市	1	7,864
	多摩市	1	400				
西東京市	2	363					
				9	46	119	222,199

② 特定都市農地貸付けの用に供するための都市農地の貸借の円滑化 【借りた都市農地で市民農園(貸し農園)を開設する場合】

都道府県名	市区町村名	特定都市農地貸付けの承認状況			市民農園開設数
		件数	面積 (㎡)	農園区画数	
埼玉県	さいたま市	1	1,288	75	1
	川口市	1	1,187	114	1
	朝霞市	1	2,254	140	1
千葉県	柏市	1	4,241	185	1
	八千代市	1	2,457	121	1
東京都	目黒区	1	1,652	18	1
	世田谷区	5	8,536	728	5
	杉並区	2	2,572	329	2
	練馬区	3	6,147	502	3
	足立区	1	3,773	217	1
	江戸川区	1	1,288	140	1
	八王子市	1	1,809	86	1
	三鷹市	1	1,860	112	1
	府中市	1	2,000	166	1
	調布市	1	2,099	225	1
	小金井市	1	990	69	1
	狛江市	1	1,364	130	1
	横浜川島	2	4,100	223	2
	川崎市	3	3,164	220	3
藤沢市	1	1,577	135	1	
茅ヶ崎市	1	1,881	140	1	
綾瀬市	1	2,193	140	1	
静岡県	静岡市	3	2,547	237	3
愛知県	名古屋市中区	1	851	44	1
京都府	京都市	1	2,319	146	1
	大田市	3	4,176	229	3
大阪府	堺市	4	4,030	142	—
	吹田市	1	1,197	118	1
	茨木市	1	406	15	1
	門真市	1	2,234	161	1
	尼崎市	2	1,742	157	2
	西宮市	1	1,664	112	1
	伊丹市	3	2,656	171	3
宝塚市	2	1,377	39	1	
9	34	55	83,631	5,786	50

※ 赤字は令和元年度中に新たに都市農地貸借法の認定等があった地方公共団体。

農者がトマト栽培に取り組むため所有者の意向を踏まえて長期間農地を借り受け、都市農業の新たな担い手として第一歩を踏み出した事例、借りた農地で市民農園を開設し、その管理保全作業を障がい者が行っている事例、JAが所有者と借受者とのマッチングを行い、トラブルなく安心して貸借を行っている事例など、様々な取組が都市部で展開されています。

今後も都市農業を起点とした新たな取組が生まれ、身近にある都市農業の良さを都市住民に再認識していただきつつ、都市農業者からも積極的な取組の発信を行うことによって都市住民との距離を縮めていただき、地域が一体となって都市農地を将来に向かって保全していく取り組みに発展していくことが望まれます。

4 おわりに

都市農地貸借法は、従来の法律の手続きでは農地法のみのため借りることが難しかった都市農地が、借りやすくなるという都市農業者にとってのメリットのみならず、都市農地の所有者にとっても、自ら耕作ができなくても他の方に貸すことができる所有の負担を軽減する大きなメリットがあります。

また、生産緑地の約8割がその指定から30年を迎え、所有者が市区町村に買取りの申出ができるようになる、いわゆる2022年問題に対しても、30年後さらに10年間延長できる特定生産緑地制度を選択しやすくなる効果や、現在生産緑地の指定が進んでいない、三大都市圏の特定市以外の地方都市の市

街化区域内農地についても、生産緑地の指定がしやすくなる効果が期待されます。

都市農地の貸借を円滑に進めるためには、制度を実際に動かしていただく現場関係者の皆様に制度をよく御理解いただき、上手に活用していただくことが重要です。市街化区域内ではこれまで農地の権利設定がほとんど行われていないため、自治体によっては不慣れな面も見受けられますが、ノウハウも徐々に蓄積されてきていると感じています。

農林水産省としては、より円滑に現場で制度を活用できるようどのような課題があるのか、マッチングはどのようにしているのか、現場に赴いて、直接拝聴させていただきたいと考えております。

末尾となりますが、ある都市農業者から、新型コロナウイルスによって、農産物の出荷先がすべて一時的にストップしてしまい、新たな出荷先を模索している最中、困窮している状況を知った全国の多数の方々から支援をいただき、農業経営を継続することができたと感謝の声をお聴きしました。

新型コロナウイルスによって日常生活が大幅に変化している中、農業を通して全国的な共助・互助の取組が生まれ、都市農業者を支えていただき感謝申し上げます。

都市農業の振興に御尽力いただいている関係者には、ウィズコロナ・アフターコロナの状況の下、持続可能な農業経営を実現し、都市農業の有する多様な機能が十分に発揮できるよう更なる御協力をお願いいたします。

都市農地関連制度の活用状況について

国土交通省 都市局 都市計画課 課長補佐 一言 太郎

■ はじめに

平成 27(2015)年の都市農業振興基本法の制定、平成 28(2016)年の都市農業振興基本計画の閣議決定、平成 29(2017)年の生産緑地法等の改正、平成 30(2018)年の都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定と、近年、都市農地を巡る法制度の改正が進められてきた。

本稿では、これらのうち国土交通省の行った制度改正について、改正後の地方公共団体の取組状況を概括するとともに、これまで生産緑地制度の導入が一部の市町村に留まっていた特定市以外の市町村（以下、一般市）の取組状況を示し、生産緑地制度を中心とした都市農地の保全・活用の現在地を標すことを目的とする。

とりわけ、全生産緑地の約 8 割を占める平成 4(1992)年指定の生産緑地が、指定後 30 年を迎えるまで 2 年余りとなり、特定市では特定生産緑地の指定事務が着実に進められていることから、その状況を明らかにする。

さらに、令和 2(2020)年の「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 43 号）において、農業と調和した良好な居住環境を確保するための新たな地区計画制度を創設したところであり、その内容や活用の可能性についても紹介する。

■ 生産緑地面積

生産緑地面積は、令和元(2019)年 12 月末現在、12,324ha となっており、昨年度と比べ 200ha の減少となった。同期間で、約 65ha が追加指定されている。

■ 面積要件の引き下げに係る条例制定状況

平成 29(2017)年の生産緑地法等の改正において、小規模でも身近な農地として緑地機能を発揮する 500 m²未満の農地を保全すること、他の所有者の相続発生等によって営農意欲があっても生産緑地地区が解除されてしまういわゆる「道連れ解除」を防止することを狙いとして、生産緑地地区の面積要件を条例によって 300 m²まで引き下げることができる制度改正を行った。

令和 2(2020)年 7 月現在で、全国 128 都市（うち一般市 1 都市）において条例が制定されており、特定市では過半数の自治体が条例制定を行ったこととなる。

特定市の都市数を分母に、引き下げ実施済みの都市数を分子にした場合、都道府県別にみると東京都、大阪府、兵庫県、静岡県では 90%近い都市が条例制定を終えている。一方、茨城県、愛知県、奈良県では低い水準にとどまっており、地域による差が顕著に生じているところである。（図 1）

昨年度と比較すると、埼玉県、千葉県、神奈川県、京都府、大阪府等で条例制定都市が 15%以上増加しており、こういった府県では周辺の都市の条例制定を受けて、対応する都市が増えていくことが期待される。

大阪府島本町では、一般市で初めてとなる面積要件の引き下げが行われた。島本町は、大阪府北東部の京都府に隣接する町であり、特定市と隣接している。平成 31(2019)年 4 月に約 1.8ha の生産緑地を指定したが、面積要件に満たず指定できない農地があったことや、その後、島本町農業委員会から面積の引き下げについて意見が提出されたことなど

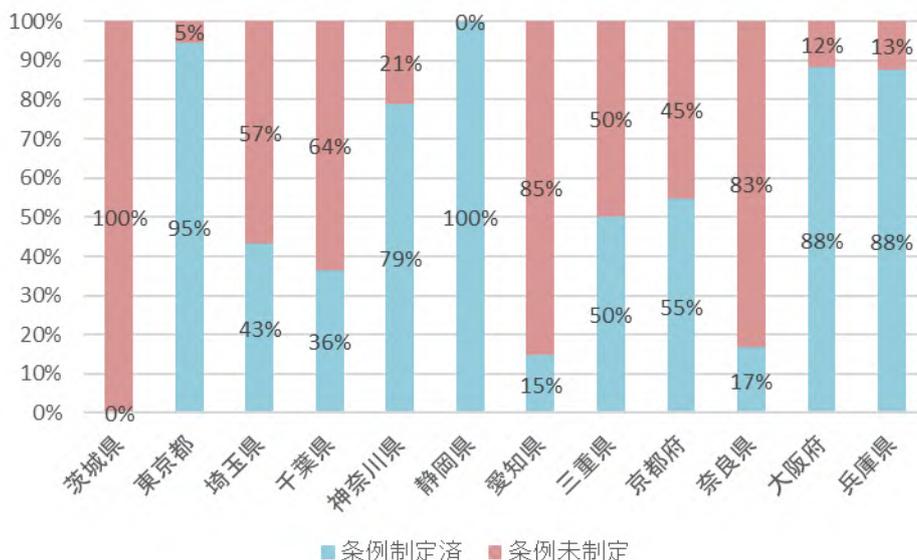


図1 都道府県別 条例を引き下げた特定市の率（2020年7月）

を踏まえ、令和2（2020）年3月に面積の引き下げ条例を制定した。今後、引き下げを踏まえた追加指定の申請の受付を行っていくとのことである。

面積要件の引き下げには、議会や首長、自治体の農政や税制などの各部署とも調整を図る必要があり、これらを通じて都市農地の保全について広く関係者と共有できるという副次的な効果も期待される。今後とも、条例の制定が進むよう各都市の取組を支援して参りたい。

■ 建築規制の緩和

同改正において、都市内にある農地のメリットを最大限に活かし、6次産業化による収益の多角化を図るために、製造・加工施設、販売施設、レストランの設置を可能とした。

令和元（2019）年12月末現在で把握している限り、製造・加工施設1件、直売所3件に対して設置が許可されている。

■ 特定生産緑地の指定

全国の生産緑地面積のうち、約8割を占める平成4（1992）年指定の生産緑地が、令和4（2022）年に指定後30年を迎え、買取り申出が可能となるのに対し、買取り申出の期限を10年間延長できる特定生産緑地制度が措置されている。

現在、三大都市圏特定市では、特定生産緑地の指定事務が進められている。指定事務は大きく①制度

周知、②所有者の把握、③意向確認、④農地等利害関係人の同意取得、⑤指定の公示という手続きを経ることになる。ただし、①と②については、都市によって順序が逆転している場合も多い。

平成4（1992）年に生産緑地を指定している都市は199あるが、そのうち令和元（2019）年12月末現在、①制度周知について、着手又は完了している都市が約93%、②所有者の把握について、着手又は完了している都市が約97%となっている。このように各都市の取組は着実に進んでいるが、未着手の都市が未だに残っており、早期の対応をお願いしているところである。

また、令和2（2020）年7月末現在で、指定公示を行った都市が、17都市ある。まだ公示前の手続きを行っている都市が大半であり、さらに多くの都市が複数回の公示を行っていくことを予定していることから、指定面積にはほとんど意味がないが、参考までに面積は約160haとなっている。

いくつかの都市から聞いている限り、対象となる生産緑地のうち、8割前後は特定生産緑地に指定されそうだという感触であるが、引き続き少しでも多くの生産緑地が特定生産緑地に指定されるよう、各都市の事務を支援していきたいと考えている。

特定生産緑地の指定に関する事務に関連して、国土交通省では、平成31（2019）年3月に、各都市が特定生産緑地の指定事務を円滑に行えるよう、制度の概要、手続きにあたっての考え方や取組事例を

整理した「特定生産緑地指定の手引き」を公表しており、令和2(2020)年9月に改訂を行った (<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001362310.pdf>)。

また、引き続き都府県ごとに市町村担当者との実務的な協議の場をできる限り設定し、直接対話する機会を設けているところである。

■ 特定生産緑地の事務における対応状況

このように特定生産緑地の指定事務は、各都市において着実に推進されているところであるが、コロナの影響によって説明会の開催が難しくなっているという新たな課題も発生している。また、指定公示のスケジュールが具体的になる中で、都市によって農地所有者への対応には違いが生じてきている。

具体的には、令和3(2021)年までに意向調査による指定を終了し、最終年度は意向が明確でない所有者すべてに訪問による意向確認を行うことを予定している都市や、指定意向の確認と同時に、指定を希望しないという意味確認を行っている都市など、より丁寧に農地所有者に対する意思の確認を図っている事例がある。また、説明会の開催や提出書類の書き方等について、JAとの連携を強化している都市も少なくない。

引き続き、各都市において、着実な事務が行われるよう支援して参りたい。

■ 生産緑地制度の全国展開

生産緑地制度は、全国234都市で活用されているが、このうち三大都市圏特定市に該当するのは222都市であり、一般市は12都市となっている(令和2(2020)年7月末現在)。

平成3(1991)年の総合土地政策推進要綱において、住宅需要への対応のために、都市計画で市街化区域内農地を宅地化するものと保全するものとを区分することとなったエリアが、三大都市圏特定市のみであったことから、一般市では三大都市圏特定市ほどの税の差異が生じなかった。このため、一般市では、生産緑地制度の活用は進まなかった。

しかし、税額が徐々に上昇し、市街化区域内農地

の固定資産税・都市計画税が宅地と差異がなくなってきたこと、都市農地の貸借の円滑化に関する法律において、貸借の対象となる農地が生産緑地に限られたこと等、一般市の市街化区域内農地で農業を行う農業者にとって、生産緑地制度への関心は高まりつつある。

また、行政にとっても、コンパクトシティを推進するに当たり、市街化区域農地が無秩序に宅地化されたり、管理放棄されたりするよりも、適切に管理されていることの方が望ましい。市街地のスプロール化や空き地・空き家の発生を抑制する観点からも、都市農地の保全が喫緊の課題となっている。

このような背景から、都市計画運用指針において、「三大都市圏の特定市以外の都市においても、本制度の趣旨や、コンパクトなまちづくりを進める上で市街化区域農地を保全する必要性が高まっていることを踏まえ、新たに生産緑地地区を定めることが望ましい。」という考え方を示したところである。

国土交通省では、生産緑地の導入を検討している都市に対し、細かいことでも相談対応を行っている。検討を始められる際には、遠慮なくご一報を頂きたい。

■ 一般市における取組状況

一般市における生産緑地の指定面積は令和1(2019)年12月末時点で、11都市約115haであり、令和2(2020)年1月に高知市で約6haが指定されて、現在は12都市約120haとなっている。

また、広島県広島市では年内の生産緑地指定が予定されており、他にも具体的な検討を進めている都市が複数出てきている状況にある。広島市では、生産緑地の指定を行う際、都市計画提案と都市計画協力団体という制度を活用し、JAとの連携の下で事務を行った。

都市計画法では、従前より土地所有者等が都市計画の提案ができる制度が措置されていた(法第21条の2)が、この提案は5,000㎡以上(条例で1,000㎡まで引き下げ可能)に限られており、生産緑地地区の提案に使うには難しかった。

都市計画協力団体は、平成30(2018)年に創設

された市町村が住民団体や商店組合等を指定する制度であるが、指定された団体は都市計画提案の面積要件に関わらず、都市計画提案が可能となるため、この団体に指定されれば5,000㎡に満たない生産緑地地区の都市計画提案を行うことが可能となる。

(法第75条の5～第75条の10)

広島市では管内の2つのJAを3月に都市計画協力団体に指定し、JA、農業委員会、市が協力して制度の説明や指定希望の受付等を実施、8月にJAから生産緑地指定の都市計画提案を受けて都市計画決定の手続きを進めている。

この方法は、市役所が単独で生産緑地指定を進めるのに比べて、JAであれば相続や農業以外の経営等、農家個別の事情を加味した相談への対応が可能であることや、市役所から遠い地域でもJAの支社機能によるきめ細やかな対応が可能であること等のメリットがあったとのことである。

■ 地区計画農地保全条例制度の創設

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)において、新たな都市農地の保全制度を創設した。

これまで、都市計画上の都市農地の保全制度は用途地域の1つである田園住居地域か、地域地区の1つである生産緑地地区であったが、今回、地区計画においても農地の保全ができることとした。

この制度は、まとまった農家が住宅と混在し、居住環境を形成している地域において、農業と調和した良好な居住環境を確保するため、きめ細やかに地区内のルールを定めることができる制度である。

本改正では、地区整備計画の記載事項に農地における土地の形質の変更等の行為制限に関する事項を追加し、それらの行為について条例により許可制とする仕組みとなっており、具体的な行為制限の内容は、田園住居地域と同様である。この行為の制限の対象となる農地は、地区整備計画で定めることとなる。

条例によって許可制による規制がかかる農地について、平成3(1991)年に特定市であった地域では相続税等の納税猶予の特例等が適用される。なお、

平成3(1991)年に特定市ではなかった地域では、市街化区域内農地に納税猶予の特例が適用されているため、この地区計画制度による税制上の取り扱いの変更はない。

また、条例によって許可制による規制がかかる農地に対する固定資産税・都市計画税は、「令和3年度固定資産の評価替えに関する留意事項について」

(令和元年5月20日総務省自治税務局評価室長通知)において、土地の利用制限等が土地の価格に影響を与える場合には、当該影響を適正に評価に反映させることとされていることに基づき、地区計画農地保全条例による規制が土地の価格に影響を与える場合には、地区計画を定める市町村において、その影響を適切に固定資産税評価額に反映させることとなる。その際、田園住居地域内市街化区域農地の評価方法を参考とすることも考えられる。

本制度の特徴として、

- ①地区計画区域内の農地について、保全対象として地区整備計画に位置づけるものと、位置付けないものを設定できることで、地区計画区域内の土地利用を柔軟にデザインできる。
- ②公園や道路など、地域の実情に応じて必要な地区施設を位置づけることができる。
- ③農地の隣接地が宅地化される際に、日照を確保できるような住宅の形態規制を定めておくことができる。

といったことが挙げられる。

一方、用途地域による建築物の用途の制限については、当該地区計画区域の存する用途地域による制限が適用されることには留意が必要である。田園住居地域では農家レストラン等の建築が認められているが、当該地区計画を定めても、用途地域に適合しなければ農家レストラン等を建築することはできない。

地区計画は全国的に活用されている制度であり、生産緑地制度を活用していない一般市でも取り組み易い制度ではないかと考えている。本制度は生産緑地地区と重複して定めることが可能であり、特定市においても活用していただきたい。

大阪府の農政について

～都市農業の振興と身近な農空間の公益的な機能の発揮～

大阪府環境農林水産部 農政室長 原田 行司



1 大阪農業の現状について

大阪府では、都市の立地を活かした高収益型農業を展開しています。農家一戸当たりの経営耕地面積は 0.36ha と全国最小ですが、面積当たりの農業産出額は全国トップ 10 を誇っています。とりわけ、鮮度が求められるしゅんぎく、水なすなどの野菜やぶどう、いちじくなどの果樹の生産が盛んであり、中でも、しゅんぎくの収穫量は全国 1 位、ぶどうは全国 8 位、いちじくは全国 4 位で、全国有数の収穫量となっています。

新鮮な「大阪産(もん)」(大阪府内で生産された一次産品)を求める府民のニーズは高く、府内農産物直売所の年間販売額は 91 億円と、約 330 億円の農業産出額に照らすと相当な規模となっています。

さらに、都市の身近にある農地、里山、集落、農業用水路やため池などの農業用施設が一体となった「農空間」は、農業生産だけでなく、防災や教育等の公益的機能を発揮し、その効果額は年間約 1,000 億円と試算しています。

2 「新たなおおさか農政アクションプラン」について

大阪府では、平成 29 年 8 月に策定した「新たなおおさか農政アクションプラン(以下、本プラン)」に基づき農政を展開しています。

本プランでは、

1. 【しごと】「農業でカッコよく働こう！」
2. 【くらし】「農でくらしを愉しもう！」
3. 【地域】「農空間をみんなで活かそう！」

の 3 つをテーマに掲げ、それぞれ 10 年後の姿とそれを実現するための施策を定め、府民と共に大阪農

業の振興と農空間の公益性機能の発揮に取り組んでいます。

なお、本プランは都市農業振興基本法に基づく地方公共団体が定める都市農業の振興に関する計画(「地方計画」)の大阪府版に位置付けています。

3 具体的な取組みと成果について

【しごと】の分野では、農業を大阪の重要な産業として育てることを目標に「農の成長産業化推進事業」に取り組んでいます。本事業では JA や 6 社の企業協賛を受け、「公」「民」「農」の連携による農業ビジネススクール「大阪アグリアカデミア」の開講や、農業者のもとに経営コンサルタントを派遣し、マンツーマン指導により経営力の強化を行う「経営強化コンサルプロジェクト」のほか、若手農家の農業のビジネスプランを競う「おおさか No-1 (のうワン) グランプリ」などの取組みを進めています。これらの取組みにより、この 3 年間で特に意欲的な農業者 111 名の平均販売額が 14% 増となりました。

また、新たな担い手の確保に向けては、サラリーマンなどを対象に、働きながら休日に農家のもとで研修を受け、農業に対する適性を見極めるとともに、



新規就農「はじめての一步」村

農家とのネットワークを築くことができる新規就農「はじめの一步」村の運営や、「ハートフルアグリ（農福連携）」で障がい者の雇用就労による企業の農業参入を促進しています。

これらの取組みにより、この3年間で新規就農者数は77名、農福連携での企業の農業参入は5社となりました。

さらに、スマート農業技術の導入については、府の戦略品目であるぶどうや水なすに重点的に取り組んでいます。これらの取組みにより、この3年間で、ぶどうハウスの自動開閉装置など革新的な技術3件の開発を進めてきました。



水なすにおける複合環境制御技術の実証

【くらし】の分野では、府民に大阪農業を身近に感じてもらうため、PR販売などのイベント開催、SNSなどを通じた大阪農業・大阪産（もん）の情報発信、量販店などでの大阪産（もん）の取り扱いの働きかけなどを行っています。これらの取組みによって、大阪産（もん）の府民認知度は55%となっています。

また、農産物直売所における農業者と消費者との交流拠点とする取組みも進めており、昨年度は3ヶ所でイベントを実施しました。これらを通じ、農業・農空間で様々な体験を愉しめる機会を拡大し、農を通じた豊かな暮らしを推進しています。

【地域】の分野では、農業者だけでなく府民の幅広い参加により農地利用の促進を図る「農空間保全地域制度」を推進しています。本制度は、農家や地域住民が「農空間づくり協議会」を設立し、地域の将来像やそれを実現するための方法を「農空間づくりプラン」に取りまとめ、プランに基づき、農地の保全と活用を図るものです。

例えば、伏見堂地区農空間づくり協議会（富田林市）では、地区内に農業の担い手がおらず、農地が荒廃しかねないという課題について話し合いを進

め、ほ場整備を実施して新たな担い手を誘致することなどをプランにまとめました。そして、プランに基づき高収益農業を展開する担い手を公募し、参入希望者のプレゼンテーションを経て、3者に約12haの農地を貸付けることを決定し、新たな担い手の営農計画に基づくほ場整備事業を推進しています。

また、本府の防災重点ため池は3,178箇所（全国



担い手候補者のプレゼンテーション

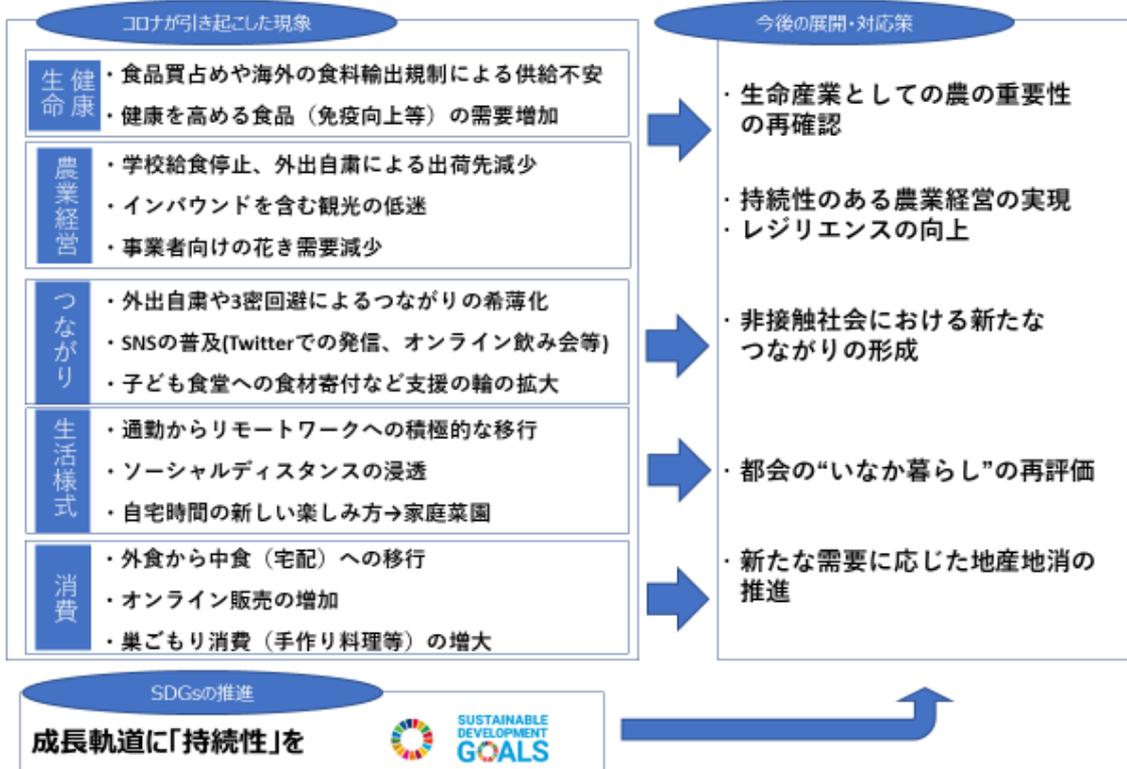
6位）、その密度は1.6箇所/km²（全国2位）と、多くのため池が都市に近接して存在しており、豪雨や地震などの自然災害に対する地域の安全安心を確保するため、ため池の耐震診断や老朽化対策といったハード対策、ハザードマップや低水位管理などのソフト対策を総合的に推進しています。

4 今後の取組みについて

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、農業への直接的な影響だけでなく、テレワークを活用した生活様式の普及やオンライン販売の増加などの消費動向の変化といった社会の大きな変化が生じています。また、2025大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会の実現」に向け、生命を支える産業として、農業の果たす役割が求められています。

今後、食を通じて府民の命を守る「生命産業」としての農業の活性化に力を注ぐとともに、ポストコロナ社会を踏まえ、農業経営のレジリエンスを高める取組みや半農半Xなどの「農のあるくらし」の推進などにも取り組み、都市農業の振興と府民生活の質的向上の実現に取り組んで参ります。

ポストコロナ社会における大阪農政の展開について



ポストコロナ社会における大阪農政の展開

名古屋市 特定生産緑地制度の取組み状況について

愛知県名古屋市 緑政土木局都市農業課 主査 阿津地 弘明



■はじめに

名古屋市の生産緑地面積は 242ha で、ナゴヤドーム 50 個分あり、このうち、1992 年当初に指定されたのは 84%にあたる 207ha となっています。

指定から 30 年となる 2022 年を前にした、本市における特定生産緑地指定事務の状況をご報告します。

■スケジュールについて

「家族全員が、所有する生産緑地の耕作や課税の状況、地番がしっかりと把握できている。」これは理想ですが、そうはいかない方も多いのが都市の現実です。

事務の平準化以上に、早期に制度の周知を行い、家族としっかり考えていただくことと、所在が尋ね当たらない所有者を早期に把握することを意図して、①意向調査を指定期限の 3 年前に実施、②指定の受付を生産緑地指定期限の 2 年前・1 年前・当年の 3 カ年にわたり実施としました。

2021 年と言えば、1992 年指定の 2 回目指定受付と、1993 年指定の 1 回目指定受付を行うこととなります。2022 年以降もこのサイクルを継続していく予定です。

■説明会の開催

2018 年から開始した説明会の詳細は、以下の通りです。

- ・ 2018 年度全 7 回、合計 481 名参加
⇒特定生産緑地制度について
- ・ 2019 年度全 11 回、合計 1,204 名参加
⇒特定生産緑地制度及び指定受付について

2020 年度・2021 年度も、2019 年度と同内容で開催しますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、1 会場あたりの定員を減らし、完全予約制とする等の対応を行います。

■意向調査の実施

2019 年 4 月に制度周知のため、すべての指定年を対象に一斉に実施しました。

世帯ごとに所有する生産緑地全筆の一覧が送付され、筆ごとに指定を「希望する・希望しない・未定」の 3 択で記入するだけのものです。

高齢の所有者が多いことも考慮し、記入を簡単にして回答率を向上すること、全筆を印字してそもそも所有する生産緑地はどこであるかという周知に資することを主眼としました。

結果、回答率は 87%と高いものでした。回答内容は、筆ベースでも面積ベースでも、「指定希望あり」が 5 割、「指定希望なし」が 1 割強、「未定」が 2.5 割、「返送なし」が 1 割強でした。

■農地性判断基準の作成

本市では農地性判断基準(以下、基準)、すなわち、特定生産緑地の指定を認めてもよい農地か否かを統一的に判断するための、内部的な基準を整備しました。

本市には、生産緑地に指定していない市街化区域内の農地も 400ha 以上あります。農地等として適正な管理がされていない生産緑地は特定生産緑地指定を認めず、安からぬ固定資産税等を払っている方との公平感を保つ必要があります。

基準の作成と運用は、農業委員会が主体となって

います。農業委員及び農地利用最適化推進委員からなるワーキングを開催し、プロの視点を文章化された物差しにする一方で、杓子定規にならないよう判断できる基準を作りました（例：作付面積の割合や作付密度に目安となる数値基準を設ける。ただし、目安をやや下回る場合等は除草・施肥・収穫といった総合的な管理状況に従って判断する）。

指定申出のあった農地はすべて農業委員及び農地利用最適化推進委員が耕作状況の確認を行い、管理が適正でない生産緑地には指導を行います。

なお、今回1回目の受付をした結果、管理不適正により不可としたものは1筆もありませんでした。これは、農地の状態が悪い方は特定生産緑地の指定を受けたいという人が少ないということもありますが、3回受付の1回目であり、状態が悪いという指摘を受けられた方は、今回の申請は見送ったという点もあります。

■当初筆1回目指定受付の実施

1992年指定筆を対象とした1回目の受付を、2020年1月27日～4月10日に実施しました。

意向調査と同様、事前に世帯の所有する生産緑地全筆の一覧が送付され、筆ごとに指定希望の有無を番号で選択し、提出する形となります。

表1：当初筆1回目指定受付結果

	指定する 申出		指定しない 申出		残り (未申出)		92年 合計
筆	2,223	49.9%	335	7.5%	1,900	42.6%	4,458
面積 ha	113.7	54.9%	14.8	7.1%	78.7	38.0%	207.2

表2：意向調査(2019年4月)の回答別指定受付結果

指定受付 意向調査	指定 する 申出	指定 しない 申出	残り (未申出)	合計 (筆)
指定希望有	1,690	43	739	2,472
指定希望無	71	185	226	482
未定・未回答	462	107	935	1,504
合計(筆)	2,223	335	1,900	4,458

表1は、1992年指定筆を対象とした1回目の指定受付の結果です。3カ年の受付の1年目にして、1992年指定全体の半数から指定希望の申出がありました。指定を希望しない方からの、指定しない旨の申出は、筆全体の7.5%という結果となりました。

表2は、意向調査の回答別の指定受付結果です。事前の意向調査で「指定希望有」と回答された2,472筆の中では、1,690筆、68.4%もの指定申出がなされ、意向の決まった方が早期に指定申出いただけた結果となりました。

なお、相続税納税猶予のある筆とない筆という比較においては、やはり納税猶予のある筆の方が指定希望の申出をする割合が高くなっていました。

■JAとの連携

名古屋市とJA愛知中央会、市内の3つのJA（JAなごや、JAみどり、JA天白信用）は、特定生産緑地事務の進め方について、定期的な意見交換会を開催するなどして、協力・連携を行っています。

スケジュールの共有、意向調査・農地性判断基準等における意見聴取、JA支店での説明会実施、JAを窓口とした指定申出受付の実施等について、取り組んでいます。

■今後について

1992年指定筆については、残り2カ年で1,900筆・約700世帯に対し、引き続き手続きを実施します。

説明会等においては、都市農地貸借円滑化法と、農地の登録と借りたい農業者の登録を行う農業委員会のマッチングの仕組み「名古屋市農地バンク制度」のご案内をあわせて行っています。

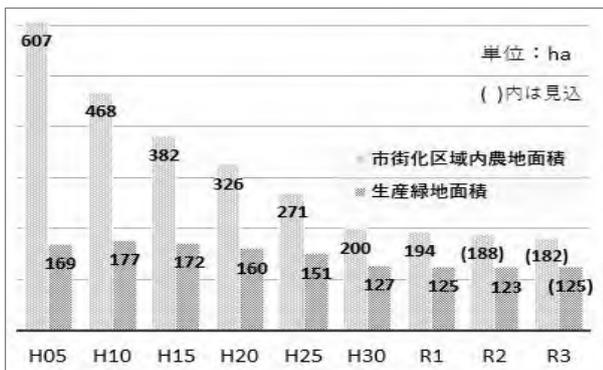
現在は、自身で耕作をしなくても生産緑地の納税猶予を続けられること、借りてくれる人を見つける仕組みもあるということを周知して、農地として続けたいと思う人に少しでも続けやすくしていくことが重要であると考えています。

制度改正に伴う生産緑地地区の動向と行政の取り組み

千葉県松戸市 街づくり部 みどりと花の課 専門監 三末容央

1. はじめに

前回の生産緑地制度改正後の平成3年の秋、市役所に入りまだ2年目の私は、様々なセクションからの寄せ集めで急造された作業班の一員として、新たに指定される生産緑地地区の農地の耕作状況や工作物の有無の確認などを行っていました。当時、公園緑地課に配属されていたものの、今般の関連法改正による「緑地の定義には農地も含まれる」という意義の欠片も意識することなく、淡々と仕事をしていたことを思い出します。あれから30年経過し、資料-1にあるように、松戸市の市街化区域内の農地面積は1/3以下に減少しています。このうち7割近くが生産緑地地区として守られている状況の中、私自身、よもやの再登板で生産緑地への対応に当たっています。



資料-1 市街化区域内の農地と生産緑地の面積の推移

2. 制度改正後の取り組み状況 (R2.8月現在)

平成29年の制度改正以降、本市では生産緑地制度の積極的な運用を目的に資料-2のとおり作業を進めました。特に留意した点としては、「松戸市の都市農地を守らなければいけない」ということのエビデンスをどれだけ用意し、議会等に対応するのかと

時期	作業内容
平成29~30年	生産緑地法の改正等(面積緩和、追加指定促進、特定生産緑地、貸借円滑化等)
平成30年10月	JAと連携して新制度説明会を開催
平成30年11月	アンケートによる意向調査の実施(市街化区域内の農地所有者約1,000名)
平成31年3月	松戸市都市農業振興計画の策定(生産緑地制度の活用により保全する旨を記載)
令和元年10月	生産緑地地区の区域の規模に関する条例施行(最低面積を300㎡に引き下げる)
令和元年10月	生産緑地の指定基準の見直し(主に最低面積の引き下げ、新規生産緑地の指定)
令和元年11月	特定生産緑地の指定手続き説明会
令和2年1月	特定生産緑地の事前審査申請受付開始
令和2年2月	新規生産緑地の事前審査申請受付開始(前年12月までに事前協議済の案件)
令和2年4月	生産緑地管理システムの導入(GISに台帳機能を付与し適正かつ効率的な管理)
令和2年秋頃	都市計画審議会を経て新規生産緑地の都市計画決定(予定)
令和4年秋頃	都市計画審議会を経て一括して特定生産緑地を指定(予定)

資料-2 制度改正に伴う取り組み状況

いう点です。「緑」は総論賛成各論反対ということが間々あります。

本市は23区内のように農地自体が非常に少ない状況ではなく、市街化調整区域が市域の30%弱の1,689ha(うち農地は約475ha)あり、それと比して生産緑地地区は約125haです。生産緑地の存在価値は見えづらい状況にあり、そのため、身内からも「市街化区域内の農地を守る必要があるの?」と言われてかねません。「緑地の定義には農地も含まれる」という言葉も現場では虚しく聞こえることもあります。

そうした中で、説得力のあるエビデンスが必要でした。幸いにも農政セクションにおける都市農業振興計画の策定が先行し、都市農地保全の必要性和、その手段としての「生産緑地制度の活用」が議論されました。その中で、市の農業委員会や地元JAからは、生産緑地の規模要件の引き下げや、新規の生産緑地の追加指定を可能としてほしい旨の要望書をいただき、多くの農業関係者に望まれていることが確認できました。地元JAとはこの時から良好な関係を築いており、合同での説明会や特定生産緑地への意向確認など、制度の周知全般でご協力をいただいています。

エビデンスとしては、市街化区域内の農地所有者へのアンケート調査も行いました。特定生産緑地への意向を確認するだけでなく、新規の生産緑地地区の指定希望の農地がどの程度あるのか、また担当セクションとしての今後の業務量を計るために実施したものです。

こうした経緯を踏まえつつ、生産緑地地区の区域の規模に関する条例の施行と合わせ、本市では令和元年10月から、これまでは主に既存の生産緑地と一団化される場合にだけ認めていた追加指定を、300㎡以上の農地であれば一団化でなくても認めることとした、新たな指定基準の運用を開始しました。

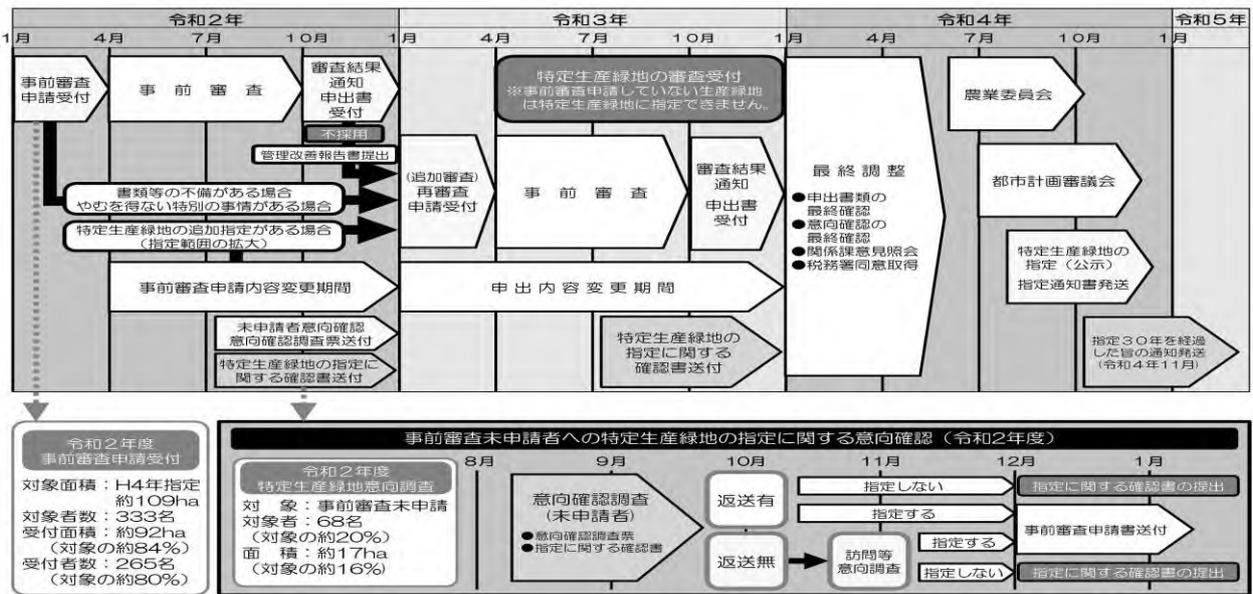
次に、特定生産緑地の指定手続き（資料-3）についてです。本市では、昨年11月に特定生産緑地の指定手続き説明会を実施しました。令和4年に指定後30年を経過する生産緑地をお持ちの方の約半数がこの説明会に来てくださり、関心度の高さがうかがえました。

申請は2段階で受け付けることにしました。はじめに事前審査ということで、登記簿の写しや現況写真など、粗方の必要書類を提出していただき、それに基づき書類の審査や現地確認を行った上、申請内容が適正であるかを判断しその結果を所有者に通知します。適正だったものについては、そのまま本申請をしていただき、改善が必要なものについては、改善の後、報告書を提出していただき再度審査となります。

問題なのは、30年を経過する生産緑地をお持ちなのに、事前審査の申請が無かった方です。この中にはもちろん特定生産緑地に移行しない方もいますが、「新制度を知らない、通知文は封も開けずにそのまま」というような方もいると思われるので、あとあとトラブルになることを避けるために、個別に意向確認を行います。ここまで出来て、特定生産緑地へ移行を希望する農地所有者とその内容を把握できません。ただ30年経過までには、まだその先1年ありますので、その期間で、所有者がお亡くなりになった場合等の申請内容の変更や取り下げ、追加を受け付けることとなります。30年を経過する令和4年には、ここまで申請があった案件を一括して、農業委員会、都市計画審議会に諮り、30年を経過する秋に特定生産緑地を公示することとしています。

現在までの申請状況ですが、資料-3にあるとおり、本市では生産緑地地区全体の9割、109haが令和4年に30年を経過する生産緑地となっており、うち特定生産緑地の申請を受けている生産緑地は92ha、面積ベースで84%となっています。この数値は、事前予測よりも大きなものでした。

なお、事前アンケートでは、特定生産緑地への移行希望は68%にとどまっており、この時は全国的な事前予測でも70%程度か、という話も聞き及んでいましたので、84%という事前予測を大きく上回る数値に安心したところです。ただ、他の自治体の数値はわかりませんので、平均点、あるいはそれ以下だ



資料-3 特定生産緑地の指定手続き (松戸市)

ったりするのかもしれませんが。

次に、新規の生産緑地指定の申請受付状況についてです。国土交通省の都市計画運用指針では、制度改正に伴い「人口減少・高齢化の進行や緑地の減少を踏まえ、(略)生産緑地地区を追加で定めることを検討すべきである。」との記載が加わりました。多くの自治体がそうだと思いますが、行政はどうしても「安全」とか「公平」というところを取り組みの是非の判断基準にしがちであり、これまでは、ほとんどの自治体が、「一団化によるもの」の要件以外では生産緑地の追加を認めていなかったと思います。

これを先に書いたとおり、本市では昨年10月に新たな指定基準の運用を開始し、今年は、追加指定を認める運用後、はじめてその成果が数値として表れる年となります。その追加指定の暫定値が、資料-1の令和3年分に反映されています。今年追加指定の面積は、暫定値で3.2haです。事前アンケートでは8ha程度の追加指定希望の数値が出ており、もう少し右上がりのグラフになることを期待していただけに、少々残念な思いもあります。

生産緑地の業務、これは言い方が悪いですが、市役所の中でもとても地味な業務であり、自分たちの仕事の成果は何？と思うこともあります。しかし今年は、特定生産緑地への移行が84%と想定よりも大きく上回ったこと。また生産緑地の推移のグラフが右上がりになることなど、法改正を受けての成果を見ることができます。

10年、20年後の都市計画審議会では、「令和3年に生産緑地が増えていますが、どんな理由からですか？」というような委員さんからの質問があるかもしれません。あとあと見れば何かやったという痕跡、証にはなるのかなと思っています。ただ積極的な運用と言うにはまだまだ物足りなく、貸借の促進による農地の維持等、これからも農政セクションと緑セクションが連携して都市農地の保全に努めていきたいと思っています。

3. 緑の基本計画と「農」

現在、生産緑地業務と並行に「緑の基本計画」の策定業務を担当しています。「緑の基本計画(以下、基本計画)」は、緑地の保全や都市公園などの整備、

公共施設や民有地の緑化、住民参加による緑化活動などを体系的に位置づける、都市緑地法に基づく緑に関する総合的な中長期計画です。制度改正に伴い、緑地の定義に農地も含まれることとなったことから、この基本計画には、「農」についても記載していく予定です。

生活に密着する緑を考えると、実は「農」がもたらす「健康」「食べる」「学ぶ」は、緑と暮らす豊かさをもっと身近に感じることができる場面を私たちに与えてくれることに気づきます。

コロナ禍で業務にも少しの変化がありました。市民農園利用の問い合わせが増えたのです。東京都では人口減少が起きているという報道も目にしました。「健康」への意識が、リモートワークの促進などと相まって、高まりを見せていることは容易に想像できます。基本計画の策定にあたっては、このようなコロナによる価値観の変化にも対応していかなければなりません。健康志向の高まりは「緑(農)」にとっては追い風になるはずで

こうしたことも踏まえ、基本計画では農地法で言うところの農地にこだわらず、緑セクションの持ち場である公園や未利用地等に農的利用を取り入れ利活用を図ることで、「農」があるライフスタイルがより身近になるような提案ができればと思っています。例えば、住宅街の一角の空き地を利用して地域住民が運営するコミュニティ菜園や、里やま活動を展開している樹林地に隣接するような未利用地に菜園等を設け、「身近な場所に、農がある、食がある、遊びもある、大人もいる、子どももいる」ような、複合的な利活用ができる空間ができればと思っています。

「農」との接点を増やす施策を展開することにより、「農」への意識を高め、都市農地の価値の増進につながるような「緑の基本計画」にしたいと考えています。



資料-4 「農」の活用イメージ

都市農地の利用・保全に向けた市民レベルの取組支援 ～アドバイザー派遣事業の実績・成果と新たな活用術～

一般財団法人 都市農地活用支援センター 常務理事・統括研究員 佐藤 啓二

1. はじめに

当センターは公益法人制度改革により、平成 25 年 4 月に一般財団法人として再出発したが、社会情勢の変化を踏まえ、法人の中心的なミッションを住宅・宅地整備から農地保全に変更することとし、定款の目的の第一に「都市農業振興と連携し、都市農地の計画的な利用・保全による…まちづくり」を促進することを掲げた。

それまでのアドバイザー派遣事業は、出捐母体である全国 JA や地方公共団体が主な派遣先で、都市計画、区画整理、税制等のハードなまちづくりに関係するテーマが多く、この制度を新しい定款の目的に即してどのように運営していくのが課題となっていた。

こうした中、平成 25 年度から農林水産省の補助を受けて、都市農業の振興と連携した市民による農地利用を支援するアドバイザー派遣事業を実施することとなった(この間の経緯については、「都市農地とまちづくり」第 69 号、第 70 号に詳しく紹介した記事を掲載しているのここでは省略する)。

新しいアドバイザー派遣事業は今年で 8 年目、これまでの派遣箇所数は 1,300 余に達し、依頼者は市民、グループ・団体、農業者等で、テーマも多種多様である。

依頼者のニーズに応えるため、関係団体とのネットワークを強化するとともに、当センターのアドバイザーにも新しい分野の専門家に加わっていただくよう努めている。

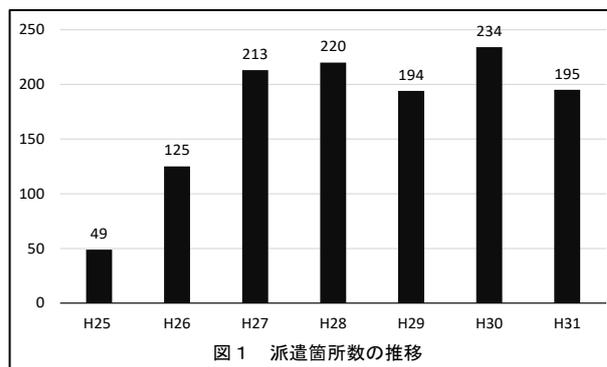
振り返って、冒頭に述べた当センターのミッションに照らした時、この新しいアドバイザー派遣事業を通じて、広く市民に支えられた都市農地の利用・

保全の促進に寄与できる組織に成長しつつあるのではないかと考えている。

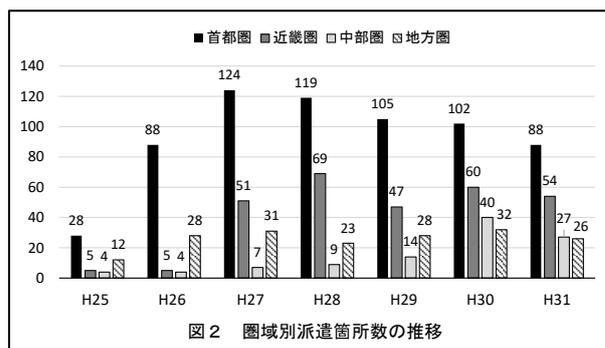
2. アドバイザー派遣事業の実績推移とテーマ別の分析

(1) 実績推移

図 1 が、この 7 年間の派遣箇所数の推移である。制度がスタートし、実施期間が短く、まだ周知が進んでいなかった平成 25 年度は 49 箇所/年であったが、平成 26 年度は 125 箇所/年、平成 27 年度以降は毎年 200 箇所前後の派遣件数となっている。



このことは、図 2 の圏域別派遣箇所数の推移にも現れており、平成 26 年までは首都圏がほとんどだったのが、平成 27 年度から近畿圏が、平成 30 年からは中部圏も増えてきている。



なお、図3は依頼団体別箇所数の推移、図4はテーマ別箇所数の推移である。

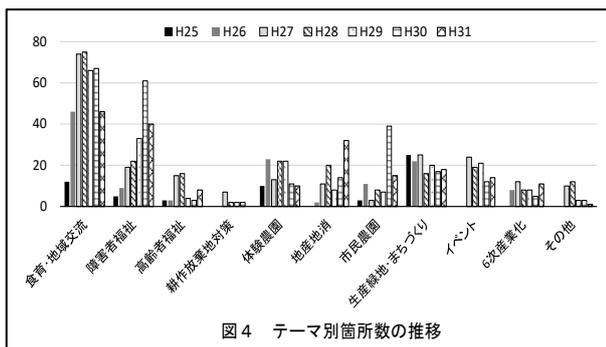
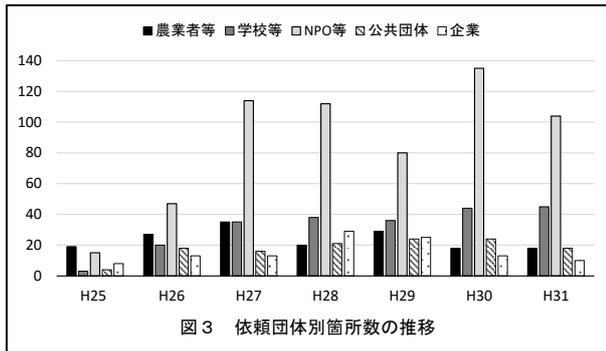
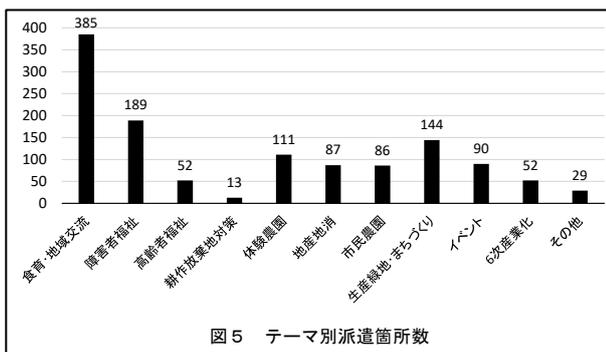


図5は平成25～31年までの累計(1,238箇所)のテーマ別派遣箇所数であるが、「食育・地域交流」が385箇所(31%)と最も多く、次いで「障害者福祉」189箇所(15.3%)、「生産緑地・まちづくり」144箇所(11.6%)、「体験農園」「イベント」「地産地消」と続いている。



(2) テーマ別分析

令和元年末に練馬区主催で行われた世界都市農業サミット等で明らかのように、大都市の内部に農空間を確保し、農的活動を進めようとするグローバルな動きが急速に広がっている。

これは、国連の行動目標SDGsと同様に、持続可能な地球環境という考え方に立脚した新し

い世界潮流というべき動きである。

社会の大きな変化は、最初は小さな芽から始まる。

我が国もこうしたテーマを取り上げた「エディブルシティ」という映画がじわじわと観客数を増やしているように決して例外ではあり得ない。

広く市民に支えられた都市農地の利用・保全の促進を図るためには、こうしたことも含め、我が国における農的空間の市民利用の実態を把握することが極めて重要である。

以下、アドバイザー派遣事業を通じて得られたテーマ別情報を示す(当センターではこうした情報を関係者で共有するため、HPに各年度の結果の詳細を掲載している)。

<令和元年度アドバイザー派遣事業・テーマ>

① 都市農地制度、農住調和のまちづくり、都市の緑等

- ・新しい都市農地制度の説明：JA、農業委員会、自治体、地域住民組織
- ・新しい都市農地制度を活用した取組へのアドバイス：自治体、地域まちづくり組織
- ・農住調和型区画整理、農地を一体利用するサ高住等のまちづくり：JA、農家等地権者組織、事業者団体
- ・防災協力農地：自治体
- ・公園緑地における農地活用：自治体

② 市民農園、コミュニティ菜園、食農ライフ

- ・市民農園利用者への自然農法、伝統野菜等の情報提供：市民グループ
- ・市民農園運営団体への管理・運営アドバイス：管理・運営する市民グループ
- ・地域のママさんグループの菜園での農業技術指導：地域の市民グループ
- ・農業公園参加者への技術指導、伝統野菜等の情報提供：民間事業者、公園指定管理者

③ 高齢者・生きがづくり

- ・介護施設等での農作業指導：デイサービスの趣味活動、サ高住のアクティビティ
- ・「農」による健康保持効果の普及・啓発：自治体、研究会
- ・園芸福祉の研究：NPO

㊦ 障害者福祉（農福連携）、社会的弱者支援の市民活動

- ・生活介護での農業技術指導（創作・生産活動支援）：福祉事業所
- ・就労移行・継続支援での農業技術指導（就労・能力向上）：福祉事業所
- ・就労継続支援（主にB型）での6次産業化による工賃向上のアドバイス：福祉事業所
- ・就労支援組織の支援方法、共同受注、マルシェ開催等へのアドバイス：自治体、NPO
- ・特別支援学校の作業学習（農業班）の農業技術指導、伝統野菜等の情報提供：学校
- ・企業の障害者雇用率制度への対応と特例子会社活用へのアドバイス：企業、NPO
- ・農業の担い手としての障害者雇用：農家、農業法人
- ・社会的弱者の自立支援のための農作業への農業技術指導：NPO
- ・社会的弱者の自立支援のための6次産業化へのアドバイス：NPO
- ・社会的弱者支援イベントに関連したマルシェ開催へのアドバイス：NPO

㊧ 学校教育のカリキュラムの中で伝統野菜など都市農業をテーマに取り上げる

- ・社会科、総合学習等で伝統野菜を学習・栽培実習（社会科、総合学習）：小中学校
- ・生ゴミリサイクル・有機野菜作りを学習・栽培実習：小中学校
- ・「野菜の話」と芋掘り体験等：保育園
- ・「果物の話」と食べ比べ体験等：保育園、幼稚園
- ・地域課題と解決方法を考える自主研究で伝統野菜と地域農業をテーマ：高校
- ・学科横断のリベラルアーツのゼミで「農業とまちづくり」に取り組む：大学

㊨ 社会教育の中で、伝統野菜など都市農業をテーマに取り上げる

- ・伝統野菜をテーマとした市民の教養講座：自治体、図書館
- ・大学卒業生OBの勉強会で伝統野菜を学習：グループ
- ・地域のサークルで生ごみリサイクル・有機野菜作りを学習：グループ

㊩ 地産地消、6次産業化、マルシェ開催等の取組

- ・伝統野菜を取り入れた調理メニューを商品化：飲食店、ホテル、地域イベント等
- ・地元農家から仕入れた野菜を店舗、移動店舗で販売：個人商店
- ・市民グループで伝統野菜の学習、栽培、調理して試食：グループ、NPO
- ・卸売市場の中に伝統野菜の生産・流通・販売のネットワークづくり：卸売市場
- ・ブランド野菜の付加価値向上と販路拡大に向けた農家の取組：生産者組合
- ・農作物の販路拡大のための地域でのマルシェ開催の取組

㊪ 体験農園など都市農業経営

- ・体験農園を検討している農家へのオリエンテーション：自治体、JA
- ・援農、イベント、流通等市民と連携する都市農業経営：農家

㊫ 様々なイベント

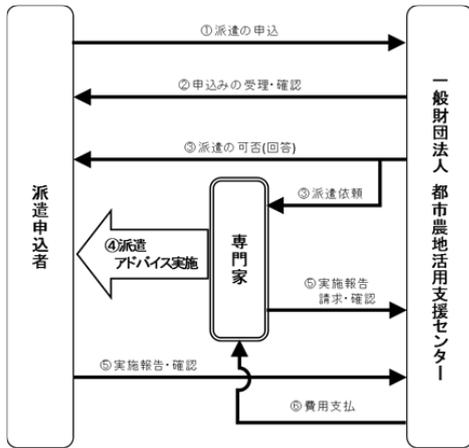
- ・農業祭での伝統野菜のPR
- ・里山保全、伝統行事、環境エコロジー、障害者支援、子ども食堂等の各種イベントの集客のための地産地消マルシェ

3. 令和2年度「農」の機能発揮支援などアドバイザー派遣事業について

(1) 事業スキーム

先述したように、この事業は農林水産省の農山漁村振興交付金「都市農業機能発揮対策」の助成により実施している事業であり、大枠は次の通りである。

- ①都市農業の多様な機能を発揮した取組を行っている者（行おうとしている者を含む）から、当該取組に対し助言する専門家の派遣依頼を受ける。
- ②当センターがそれに適した専門家を選定し派遣する（必要により関係協力団体と協議）。
- ③派遣に要する費用（旅費、専門家への謝金等）は基本的に当センターが負担する。



※依頼者は個人、グループ、法人いずれでも可で、都市農業の多様な機能を発揮した取組テーマの例としては、以下のようなものが考えられる。

- ・学校や公民館での**食育・環境教育**
- ・地元農家と連携・交流した**農業体験**
- ・市民農園・農業体験園・観光農園の**開設**
- ・マルシェや収穫祭などの**イベント開催**
- ・園芸福祉で高齢者の**生きがづくり**
- ・農家と地域産業との連携で**地産地消**
- ・障害者就労と農業のマッチングで**6次産業化**
- ・新しい都市農業・都市農業制度の**勉強会**

※申込みはHPから行う。

※派遣箇所数は年間200箇所、6月～9月(70箇所)、10月～12月(90箇所)、1月～3月(40箇所)の申込み順に審査する。残り箇所数状況は、HPにインジケーターを掲載している。

(2) コロナ感染症対策

アドバイスは、専門家を依頼主の活動している地域に派遣して行っていたが、新型コロナウイルス感

染症対策で地域間の人的交流の自粛や3密対策が求められていることから、農林水産省と協議し、令和2年度は以下の対応を行うこととした。

- ①従来通り専門家が現地でアドバイスをを行う場合、「新しい生活様式」の実践の呼びかけを踏まえ、3密対策、マスク着用、消毒等に十分留意して行う。
- ②オンラインでのビデオ会議、アドバイスも認め、機材・ノウハウが不足している場合等には当センターが支援する。

(3) ライブビューイング方式でのアドバイザー会議

毎年、派遣事業をスタートする時期に、東京、大阪、名古屋で、各都市圏のアドバイザーと、自治体、JA、研究者、コンサルタント等に呼びかけ、都市農地に関する情報交換会(「農」の機能発揮アドバイザー等会議)を開催しているが、今年度は会場での3密対策のため、会場・オンライン並列のライブビューイング方式で会議を開催した。

その結果、令和元年度を大幅に上回る234名(内オンライン165名)が参加する盛況となった。



「畑×〇〇 都市農地の多様な可能性を探る」

一般社団法人 畑会 代表 山田 正勝



■はじめに

一般社団法人 畑会（ハタカイ）は2017年に設立し、現在、八王子を拠点として東京の農業の活性化、継続化を目的にしている団体です。

畑会の考え方としては、名前にも反映されているように「畑」×「出会い」という考えがもとになっており、生産と消費という形だけではなく、畑を人と出会う場所、また体験イベントといったサービスなど、人をベースとして多様なアプローチに取り組んでおります。



畑会が目指すもの

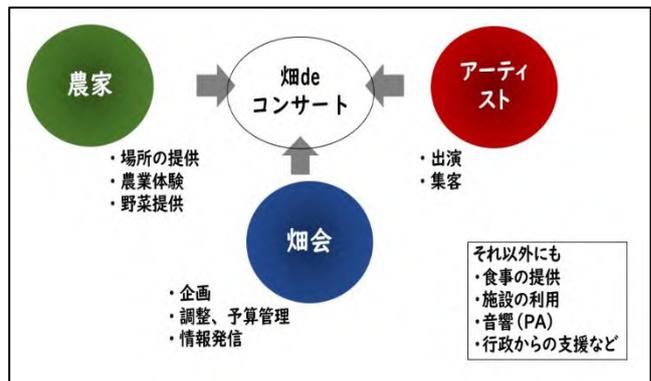
■「畑×〇〇」という考え方から企画を考える

その一つとして、「畑 de コンサート」という事例があります。

プロのアーティストの方をお呼びし、畑で音楽を楽しむイベントを実行委員会形式で行いました。今まで4回ほど行い、4回目には50名以上の参加申込みをしていただきました。場所は全て、東京都町田市にあるバンブービレッジファーム（農園主：竹

村庄平氏）で行いました。イベントに先立つアドバイスの場面で、園主より都市農地活用支援センターのアドバイザー派遣を利用させていただき、実現したものです。

実現したスキームの中では、畑会がその一翼を担うこととなり、農家、アーティスト、畑会という3者が運営メンバーとして動き、農家はイベント会場としての畑と収穫体験、おみやげの野菜を提供、アーティストには当日の演奏や他のアーティスト仲間を集めていただき、ファンや知り合いに発信をする役割を担っていただきました。畑会では、農家とアーティストとの仲介、企画運営の全体管理、予算や参加者の管理、各種雑用などを受け持ちました。



「畑 de コンサート」スキーム図

それ以外にも、食事提供する事業者、雨天時利用の施設のオーナー、本格的な音響の事業者、町田市の行政など複数の団体の支援によって「畑 de コンサート」が成り立っています。

私達、畑会のねらいの一つとして、農業にあまり関心のない人達にも東京の農業の魅力を知るきっかけを作り、農業関係人口を増やしていくこと、また結果として東京の農家の支援者を増やしていく

ことにあります。



「畑会 de コンサート」の様子

「畑 de コンサート」では、農業には関心がないけれど音楽に興味があり、開放的な音楽を楽しみたいという人をターゲットにして、集客をさせていただきました。農業に縁がなかった人たちが初めて東京の畑に足を運んでいただくことで、東京にも自然豊かな場所があること、収穫したばかりの野菜の美味しさや、土に触れることの喜びなどを知ってもらうことで、農業の意識を大きく変えるきっかけを与えることができました。実際に「畑 de コンサート」の運営を担っていただいているプロのピアノとフルートの演奏デュオ「オリビア」さんは、イベントの出演以外にも畑を訪れ、野菜を食べていただく機会が増えました。

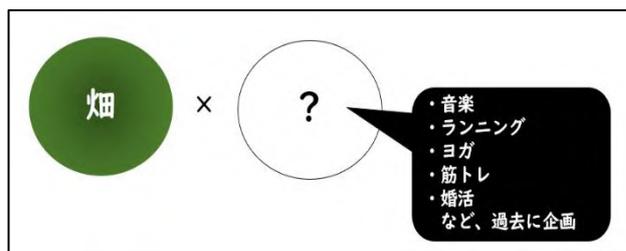
また、成功の大きな要因として、会場提供者であるバンブービレッジファームの竹村さんの日々の活動と柔軟な理解がありました。そもそもバンブービレッジファーム自体、常日頃から多くの一般市民の方を畑に受入、一緒に農作業を実施しています。農園にはほぼ毎日人が訪れ、年間では1,000人以上が訪れます。また、農地が広く、里山地区にあることから、イベントを行うのに適した場所になります。

とはいえ、畑で音楽のイベントをやること自体、一般の農家さんであれば、周りの地域住民や農家から白い目で見られる可能性もあるため、断られるの

が普通です。しかし、竹村さんは普段から地域の関係者との交流を重ね、合意形成をしていながら、企画を受け入れてくれました。もちろん、実際には地域の方からの意見や細かなトラブルといったこともありましたが、その都度、挨拶や謝罪、御礼を重ねながら現在も継続的に「畑 de コンサート」は行われています。そういった農家さんの理解によって、新しい挑戦が行われています。

今回は、「畑 de コンサート」を事例として紹介しましたが、畑会では音楽だけでなく、ランニング、ヨガ、筋トレ、婚活など、いろんな分野を掛け合わせながら、企画を行っています。

こういった「畑×〇〇」という構図は、食や農業という全ての人において共通する事項であるため、汎用性の高いものだと感じます。現時点では、健康や運動をベースとした企画が多いですが、今後は遊びの要素を強くしたキャンプやグランピングなど企画を考えています。



「畑×〇〇」で多様な活用

■畑をベースとしたコミュニティの形成を目指す

畑会は、イベント事業だけではなく、他にもいろんな事業を行っています。その一つに、農業体験農園の管理・運営サポートを行っています。現在、3つの農園の農家さんと連携し、農業体験農園の受託事業を行っています。また、農家さんを中心とした勉強会の定期開催や、都内での定期的なマルシェ販売なども行っています。さらに、新しい挑戦としては、ある農家さんと人材サービス会社と連携しながら研修事業を立ち上げる計画です。

なぜ私達畑会が多様なサービスを提供しているかという、その目的として、畑をベースとしたコミュニティづくりがあります。コミュニティづくりをすることによって、安定した顧客と一緒に活動す

る仲間が増えることにつながり、結果として農業関係人口が増え、農業の継続につながっていくと考えています。

私達畑会が考える農地保全とは、代々続けてきた農家の家系の継承ではなく、コミュニティとして地域社会が育み、守っていくものだと考えています。もちろん、農地所有者である農家の意思を最大限に尊重しつつ、農地を残していく意思があれば、地域社会や農業に関わる組織や団体がバックアップしながら、みんなで守っていくものだと考えています。畑会は、コミュニティ化することで、より公共性と経営性を担保できるのではないかと考えています。この点については、また別の機会でお話できればと思います。

■農家さんとの地道な関係性の構築

では、畑会がなぜこのような活動が可能になったかについて、少しお話をしたいと思います。まず私は、農家ではありませんし、親が農業関係の仕事をやっていたわけでもなく、農業に縁もゆかりもありませんでした。また、現在も畑会の代表をやりながらも、正社員として会社に勤めています。そんな立場の中で、畑会の組織へと変化していったのは、単純に地道に農家さんとの信頼関係を築いていったからに他なりません。

私自身が農家さんと関わりを持ち始めたのが8年前になります。行政やNPO支援機関などを訪れ、関わってもらえそうな農家さんを紹介してもらい、お手伝いを始めたのが始まりでした。一つの農家さんだけではなく、複数の農家さんと関わっていく中で、個人的に相性が良いと感じた、比較的年齢が若い農家さんや、一度社会人経験をされた農家さんなどと関係を続けていきました。最終的には、私は若い農家さんのグループと一緒に活動することになり、その中のメンバーの一人である新規就農者の船木翔平と一緒に畑会を3年前に立ち上げるまでになりました。

農家さんと信頼関係を築くためには、まずは自分の利害のことは置いておき、農家さんにとって助かり、メリットになることを念頭に、継続してお手伝いしていくことだと考えます。それは畑会の活動している今も変わりません。また、一般社会においても同じ原理ではありますが、特に農業の業界において、その傾向は顕著であると感じます。

とりわけ、都市農業においては、農家同士のネットワークや地域の近隣の関係性が密であるため、初対面の知らない人間に対しては警戒しなければならない環境にあります。そのため、直接的な信頼だけではなく、その周辺に対しての信頼が必要になる場合があります。そのため、焦らずに時間をかけて関係性を築くことが大事になると強く感じます。

信頼関係を築いた段階で、やっとそれぞれの要望を出し合い、一緒にできることがあるのかを話し合っていける状況になります。私の場合は、収穫体験のイベントを畑でやらせていただけるようになり、今まで60回程、企画してきました。

そして、農家さんとの信頼関係と同時に実績がついてくると、他の農家さんからの相談や依頼を受けるようになります。そうすると、次の段階になります。その相談や依頼に対して、一つずつ丁寧に対応していくと、周辺の農家さんとの関係性が急に広がっていき、いろんな仕事につながっていきました。それが現在の畑会の事業であり、多岐にわたった経緯でもあります。

それぞれの要望の中に、畑会としてやりたいことをうまく組み合わせながら、取り組むことでまた新しい価値が生まれてくるようになります。今の畑会の活動になるのに、多くの時間や労力が費やされていますが、信用の構築の臨界点があり、その点を越えていくと、いろんな事業の可能性が広がるのが、私達の体験の中から分かってきました。畑会としては、この信用の構築を第一に活動を地道に行っていくと考えています。ひとつの参考になれば幸いです。

「農LOVE」な人をふやし、生産者さんを応援 ～『大阪ぐりぐりマルシェ』の取組～

「大阪ぐりぐりマルシェ」実行委員長 中川美陽子（空庭みよこ）



【はじめに（名前にかけた想い）】



○街と里、人と農、食、緑との関係を「ぐりぐり」回す――。

○「街」と「里」、「食べる人」と「生産者」をつなぐ、みんなが笑顔になれる循環をつくりたい。

その想いを「Green Good Link（ぐりぐり）」と呼び、マルシェの名前とすることでその想いの具現化を目指しています。

【大阪ぐりぐりマルシェの運営】

マルシェの運営にあたる実行委員は4人体制で、他に1～2名の方にお手伝いをお願いしています。その中に私を含めた6次産業化プランナーが2人、それぞれ都会と田舎をつなげる市民活動グループを主宰してきた実績を活かし、マルシェを運営しています。

運営・実行委員のメンバーは、6次産業化、農のIT化、造園など様々なキーワードで情報、環境、空

間を提供する活動も行っています。その大きな循環のなかにマルシェがあることで、より大きなつながりを生むことができていると考えています。

【大阪ぐりぐりマルシェがはじまるまで】

大阪の中心部谷町で暮らしながら、里と町を農でつなげたいとフリーでの活動を始め、大阪近郊のオーガニック（有機）農家の農産物を都会の人たちに紹介するという私の小さなチャレンジがすべての始まりでした。

最初は郊外で畑作をしたり、自宅屋上を開放して野菜クラブをつくるといった小さな活動でしたが、2010年頃のマルシェブームの中で「マルシェ・ジャポン・プロジェクト」の活動を手伝ったことが転機となりました。

その後、都心にあっても生産者のこだわりがじっくり伝えられる新しいかたちを模索し、マルシェ開催が可能になる場所を探し始めました。

オーガニックな循環が似合う場所として、また物品の販売が自由にできるという意味で、公園や民間



運営・実行委員のメンバー



難波神社の境内

の施設よりも、古くから地に根ざした神社やお寺が適していると考え、探し始めました。そして、定期開催が可能な場所として難波神社と出会うことができました。

【大阪ぐりぐりマルシェはどんなマルシェ？】

田畑とは無縁の大阪市中心部のメインストリート御堂筋に面し、オフィス街である本町や心斎橋にも近い「難波神社」の境内で、2013年から毎月第2土曜日に開催しています。

出店者数は、境内の広さに限りがあるためマックスで約30件です。来場者数は500～800人で、決して大規模なマルシェではありませんが、月に一回の都会のオアシスとして、オフィスワーカーから近年増加している都市住民まで、幅広いお客様に愛されています。

お客様は、やはり健康や社会への意識が高く、オーガニック野菜に興味のある方が中心です。女性が約8割、幅広い年齢層（20～60代）の方に支えられています。

都心にありながら、オーガニック農家と話をしながら、安心安全な旬の野菜が手に入る貴重な場になっています。



難波神社境内でのマルシェ

【出店者はオーガニック農家が中心】

出店者の半数は、ぐりぐりマルシェのイメージを特徴づける旬の農産物を扱うオーガニック農家（南大阪、奈良、兵庫、京都、和歌山、愛媛、福井などから約15件）です。

この他に、加工品（お菓子、オリーブオイル、海

苔、味噌、オーガニックコットンなど10件）を扱うお店や飲食店などが出店しています。

【生産者と買い手がつながる】

マルシェでは、農家が生産物や加工品を直接販売しているので、それを求めるお客様とコミュニケーションできる場になっています。顔が見えることは安心して買えること、また直販のためオーガニック野菜が比較的安く買えることが喜ばれています。

仲良くなったお客様が、お手伝いがてら出店農家の農地を訪ねることもあります。さらに、その中には農家になった方もいらっしゃいます。

また、料理人やパティシエと農家のマッチングなど、出店者同士をつなげ、コラボ商品がマルシェで生まれたり、マルシェのないときも、商品が出店者間で購入されたりしています。

【だれもが楽しく親しめるマルシェに】

開催月ごとに設定するサブテーマをマルシェタイトルとして、興味を持って頂くことでリピーターを増やす試みをしています。例えば、オーガニック収穫祭、ラブぐり（バレンタイン）、秋味、ほくほく（冬）マルシェなどがあります。

ぐりぐりマルシェでは、毎回、独自企画のワークショップが人気です。出店農家の素材を使ったり、農家さんが講師となって教えるなど、当事者による関わりを大事にすることを考えています。例えば、味噌や梅干し、ぬか漬けなどの保存食づくりや、アレルギーのある方にも優しいお菓子作りワークショップなどが好評です。また、農家を訪ねて収穫体



ワークショップ

験をするツアーイベントなども毎年行っています。



収穫体験ツアー

【テーマに特化したマルシェの企画・開催】

さらに、食材の提案による新しい食のスタイルや、ライフスタイルの啓蒙を目的とし、個別にテーマを絞ったマルシェも企画開催しています。

○新しい食材や食のスタイルを提案するマルシェ

バイヤー向けのブースを設けた BtoB マルシェ「オーガニックナール」、米粉の需要促進を目的とした「グルテンフリーマーケット」、発酵をテーマにしたマルシェ「ぷくぷくマルシェ」など

○福祉や農福連携をテーマとしたマルシェ

バリバリ（バリアフリー）マルシェ、バリバリ見本市、福の実マルシェ（和歌山県根来寺）など

【ぐりぐり出張マルシェなど】

また、ぐりぐりの循環をより大きくするための試みとして、難波神社から飛び出て、毎年数多くの出張マルシェをしたり、マルシェに関するアドバイザーをしたりしています。



出張マルシェ

出店希望者が増え、月に一回のマルシェで収まらなくなってきたことと、都心でのマルシェだけではなく、郊外にもローカルマーケットの拠点を増やし、点から面へと循環を大きな渦に拡げていくことが目的です。

○都心型マルシェ

たんとマルシェ(梅田大丸地下で毎月1週間開催)、大阪城マルシェ、E-niwa マルシェ(@ E-ma 梅田)、Step Harvest (@アメリカ村の心斎橋 BIGSTEP)、いくたま縁日マルシェ(@生國魂神社境内)、なんばパークスマルシェ(@なんばパークス)、EKI-KAN マルシェ(@南海電鉄高架下なんば EKIKAN 前)、玉造さんさんマルシェ(@玉造日之出通南商店街) など

○郊外型ローカルマルシェ

北摂里山マルシェ(里山をテーマにしたイベント)、久宝寺こうえんマルシェ(@久宝寺緑地)、あまぐりマルシェ(@ポートレース尼崎)、青空たべやさい市(@ロハスフェスタ)、梶無神社ふれあいやさい市(@東大阪市) など

【新しい流通のありかたを模索する】

従来から大阪府内のオーガニック農家の「大阪オーガニックマップ」の企画制作をしてきましたが、このコロナ禍の中、売り場を失ったオーガニック農家の窮状をみて、新たに里と都市をつなぐ野菜の流通を考える試み＝「ツナグリ」というプロジェクトを立ち上げました。

府内の自然食品店やオーガニック八百屋がゆるくつながり、農産物をそのなかでシェアし、流通量を広げる取り組みです。横のつながりを増やすことで、一件の八百屋では仕入れられなかった商品も仕入れ、協同して運ぶこともできます。



【6次産業化の取り組みとしてのマルシェ】

オーガニック農家の多くは、収量が一定しない、小資本、小規模経営、少量多品目といった環境に加え、消費者側の価値観の多様化に対応しなければならず、常にその解決策を求めています。

「大阪ぐりぐりマルシェ」に継続して参加することで、マルシェとのパイプを通じ消費者との距離を縮めファンを増やすことで、リアルなフィードバックを得やすくなり、生産物のレベルやモチベーションのアップにつながっています。

6次産業化プランナーの顔を持っているマルシェ主催者も日頃から商品開発に携わっていますが、この規模と立地のマルシェは、新しい生産物や加工品のテストマーケティングの場としても有効であるため、野菜加工品を問わず毎年数多くの商品が生まれています。

また、販売機会に恵まれない新規就農者への「売る場所」や関係づくりの提供というかたちでの支援も行っています。



新規就農者による野菜販売

【大阪ぐりぐりマルシェの課題と今後の目標】

来場者、出店者はもとより、難波神社をはじめとする地域の方々に支えられて成り立っています。かわる人たちすべてに良い形の循環であるように願っていますが、そのためにも内容の充実、質の向上が欠かせません。

また、持続可能な取組が話題になる中、包装資材の簡略化やエコバッグの推奨なども行っていますが、この度のコロナ禍や天候不順による不作などに対し、ぐりぐりマルシェとしてより農家と食べ手のつなぎ役として、活動を続けていきます。

約7年半の運営を経て、“マルシェコミュニティ”も育ってきました。農家さんを通して食や農の魅力を感じ、このいまの環境に感謝し、よりよい循環を築いていく。その“共感”の輪がもっと広がればと考えています。

私はマルシェ運営に関する専門家として、(一財)都市農地活用支援センターの「農」の機能発揮支援アドバイザー派遣事業でアドバイスを行っています。もし、関心のある方はお問い合わせください。アドバイザーとしての活動を通じて、各地に都市と農がつながる楽しいマルシェが増えていくお手伝いできればと思っています。

都市農地の可能性と小さな動き ～ 元気な野菜で元気なカラダを ～

男の子育てサークル DADDY 代表 鍋井 慎也



■はじめに

まず最初に、都市農地の可能性を拓ける『農』の機能発揮支援アドバイザー派遣事業（以下、アドバイザー派遣事業）という素晴らしいソフト事業を継続されている農林水産省、都市農地活用支援センターの皆さまに感謝いたします。また、同事業を活用させていただき、ありがとうございます。現場では、こういったソフト事業が非常に役立ちます。

私は 2004 年 12 月、息子が 2 歳の時に、男だからできるやりかたもあるのではと思い、男だけで子育てサークルをつくりました。子どもの笑顔は周りを癒す魔法のようです。

活動は、砂場やブランコ、積み木、ママゴトのキッチンといったものづくり、不要になった幼児用の補助便座を集めて公共施設等への寄贈のほか、体験型イベントに参加するだけでなく、主催も行ってきました。近年は、登録している市の出前講座や、キャリア教育にも関わっています。

■事業活用までの愛媛県新居浜市の状況

私の暮らす愛媛県新居浜市は、住友により江戸時代から別子銅山の採掘に伴い発展した四国屈指の工業都市です。化学肥料を作っている住友化学や住友林業発祥の地でもあります。このため、宅地と農地が混在し、圃場は狭いです。また、農家の経営規模も小さく、農業で生計を立てている専業農家はほとんど見られません（統計上は、兼業農家が会社を定年退職したら専業農家になっていますが）。

このような状況にある当市ですが市民からの要望があり、昭和 50 年に『自然農園（市民農園）』を

市内随所に開設しました。「自然農園を育てる会」は、最盛期には 56 農園 687 人の会員を有す団体でしたが、現在は会員の減少、高齢化が進んではいらぬものの、それでも 37 農園 300 人強の会員がおり、統計上の専業農家数と、販売農家数を上回っています。このような状況ですから、地方でありながら、農業地域ではなく、消費地なのです。



市内にある自然農園

■農業・農地の課題と解決方法

全国的に、農業が衰退し、農地も農家も減少しています。わかりやすく言えば、農業では飯が食えないことが原因だと思います。特に当市のような狭い圃場、小規模経営であれば、なおさらで、農家が効率化して多くの収量を得ることは、ほぼ不可能な状

況にあります。ということは、薄利多売ではなく、利益率の高い少量の生産物で勝負をすることになり、少ない投下資本と労力で生産原価を下げるのが必須となります。しかし、消費者も比較対象が多くあるので価値がある物にしかお金を払わない。そのため、いかに価値をつけ、「うまい」や「カラダに良い」ということを価値として認識されるようにするかが解決方法だと考えています。

■吉田俊道さんとの出会い

新居浜市には、環境問題に取り組む市民団体もいくつかあります。私の仕事は、市職員なのですが、地域活動やボランティア活動を入庁当時からしていることもあり、環境市民会議のメンバーから「吉田俊道さん（以下、吉田さん）という人がいて、生ごみリサイクルで元気野菜をつくる活動をしている。新居浜に呼びたいのだがどうしたらよいか。」と相談を受け、愛媛県の外郭団体の助成金を受けることを提案しました。これで、吉田さんを2回招へいました。これをきっかけに翌年、公民館や小学校での講演があったものの、その後は、2～3年に一度、環境カウンセラー等交流会や環境市民会議が招へいしていましたが、あまり拡がりは見られませんでした。



NPO 法人 大地といのちを守る会（長崎県）
代表 吉田俊道さん

■アドバイザー派遣事業活用のきっかけ

平成27年度に、私は農林水産課に異動となり、前述のように農業の課題解決をするために吉田さんが実践しているような方法をやるべきではないかと考えるようになりました。もちろん、今現在の農家がやっている慣行農業を否定するものではありません。

農林水産課の事務分掌に「自然農園に関すること」があり、「自然農園を育てる会」が、年に一度「ふれあい研修会」をしていたことから、平成28年度に、アドバイザー派遣事業を活用して、吉田さんを招へいし、愛媛県農産園芸課の後援も受け、県の総合科学博物館ホールにて「ふれあい研修会」を実施しました。これには、会員以外にも多くの方が来場し、その後の展開のきっかけとなったのではないかと感じています。これは、農家の農業が変わったということではなく、農家ではない人が、農地や野菜、食育について関心を持ち始めたということです。

「ふれあい研修会」をきっかけに、他の団体等でも「吉田さんの話を聞きたい、子ども達に聞かせたい。」という声が出てきました。農家ではない方からの要望が多いということは驚きでした。



ふれあい研究会

■多様な主体の取組み紹介

①環境市民会議・環境カウンセラー等交流会

生ゴミ堆肥化や、有機農法の観点から、講演会等を実施しました。参加者は一般の方も可としていたので、年齢層の高い会員と、子育て世代のお母さんが中心でした。

②自然農園を育てる会

この会が管理・運営する農園では、農薬・化学肥料を使わず、1区画約50㎡で耕作ができます。平成28年度以降、ふれあい研修会で講演会を実施しています。さらに、現地で『生ゴミを漬物にして土に入れる方法』、『生ゴミを土に入れる方法』、『草を使う方法』等の実践指導も吉田さんにしていただき、会員の中でも自ら実践する人も出てきました。また、

環境カウンセラー等交流会が製作した大型のコンポストを自然農園に設置して使用するという連携も行われています。年に一度の収穫祭では、会員が農産物を持ち寄り品評会が行われています。会員は、多岐に渡る品目・品種を栽培しており、例えば芋だけでも20種類を超えています。



収穫祭での品評会

③泉川学校運営協議会

泉川小学校で、児童対象の講演会を開催し、吉田さんより『あいうべ体操』や『のどが乾いたら水かお茶』、『旬の野菜を食べる』、『海(のもの=煮干し)を食べよう』等、楽しいお話をしていただきました。



児童対象の講演会

④大生院小学校 畑の先生（農業体験）

大生院小学校では、地域で農業をされている方等が畑の先生として、畑や稲作の指導を以前から続けています。15年ほど前に、吉田さんから児童に直接指導や講演いただいたこともあり、また講演等をお願いしました。「土が菌ちゃんていっぱいになると、元気な野菜が育つ」「元気な野菜には虫が来にくい」「みんなだって身体の調子が悪い時に風邪をひいたりするんじゃないか」「野菜もいっしょ、元気な野菜を食べると元気な身体になる」といった話をしていただきました。

⑤中萩中学校PTA

中萩中学校において、生徒を対象に食育の講演会を開催しました。おなかの中も畑と同じということや、細胞レベルでは、数か月から2年くらいですべて入れ替わっていること、旬のものを食べること。4週間食を変えてみることで、体温が劇的に変わること等をお話しいただきました。



中学生を対象とした食育の講演会

⑥高校生ボランティアサークルMAY

高校生が地域のために何ができるか自ら考え、行動しているサークルです。地域のためにイベント開催やボランティア活動をしています。高校生が食育を自ら学ぶために、講演会を主催することは珍しい事例かと思えます。イベントの当日は台風であったため、急遽前日にメンバー等の高校生がお話を伺いました。「腐敗と発酵の違いや旬の野菜を食べること、抗酸化物質のこと、食が変わると体温が上がること」等を学びました。



高校生対象の講演会

⑦男の子育てサークルDADDY

私が主宰するサークルです。一般の方向けの講演会と、すみれ保育園で、園児を対象に生ゴミ土づくりの実習を行いました。園児達がすごく喜んでやっていました。後日、タマネギを植え、すごく良くで

きたと聞いています。

■おわりに

アドバイザー派遣事業のおかげで、このように多様な主体が吉田さんを招へいし、当市では『菌ちゃん』が、少しずつではありますが浸透しています。未来を担う子ども達にとって、「食」や「農」に関心を持ってもらうことは、農家の人に話をするよりも、すそ野を広げる意味では結果的に早いのではないかという気がします。吉田さんの話は、自然な感じでスッと身体に入ってきます。農業の担い手がいないと言われますが、農家ではない人を小規模でも担い手として呼び込んで菌ちゃん農法をすることで、耕作放棄地の解消と、担い手不足の解消にならないかと考えています。



吉田さんの講演を聞いた方で、これまでのやり方を改善する方、小さくても一歩実践してみる方、子ども達の体験、これらは、本当に小さな動きだと思いますが、地域や農業の可能性を秘めており、動きが加速してほしいものです。



私事ですが、サラリーマン家庭で育ち、農業をしたことがありませんが、健康ややりがい、地域のことを考えて、自然農法で農業を始めてみようと思い、農業委員会に4か所合わせて3反の農地（ほとんど



が耕作放棄地)を借りるための許可申請書を提出しました。もちろん職場の兼業許可をとっています。この原稿がホームページに載る頃には、農業を開始し、草刈りしているはずです。うまくできれば、地域の子も達に収穫体験させたいなあ、と思っています。

吉田さんには、何度も新居浜市にお越しいただきありがとうございます。

吉田さんの菌ちゃん農法は、プランターでも実施することができます。調べようかなと思った方、ネット検索や上の画像のように紙芝居、本、DVD、映画まであります。あなたもカラダに良い美味しい野菜を自分で作って食べてみませんか。

農林水産省のYouTubeのように、今後「菌ちゃん」がバズることを期待しています。



「みみコン eco 畑」小金井桜町 ～都市農地貸借法を活用した環境配慮型市民農園～

これからの地域交流と地球環境を考える市民畑

株式会社スタービジョン 代表取締役
NPO法人 環境再生機構 理事長

日並 洋一

<みんなで都市課題解決を、ミミズの力を借りて！>

■ 地域貢献事業への取組みから

(株)スタービジョンでは2019年9月、東京都小金井市桜町に都市農地貸借円滑化法を活用した環境配慮型の市民農園「みみコン eco 畑」を開設しました。本稿では、この市民農園開設に至る経緯、開設後1年が経過した現在までの取組状況と今後の展望について紹介させていただきます。

市民農園の出発点は、ミミズとの出会いからでした。弊社は本業では旅行業（東京都知事登録 2-5630号）を営んでいますが、NPO法人環境再生機構（通称：小金井桜を復活させる会）と協働で地域貢献事業に取り組んでおり、その一環として、2013年から子どもたちに配布するカブト虫の幼虫を小金井桜落ち葉と菌床で飼育しています。2015年、その小屋に大量のシマミミズ（写真1）が発生して居るのを発見しました。これの利用方法を模索中にミミズの生ゴミ堆肥化能力を知り、プラスチック容器や樽を利用して、自宅の生ゴミ堆肥化実験を始め、2016年にみみずコンポスト開発を開始しました。



写真1：シマミミズ

■ シマミミズの生ゴミ処理能力

一番効率的にコンポスト（生ゴミなどを分解・堆肥化）してくれるのは、「シマミミズ」と呼ばれる種類のミミズたちであることを文献で確認しました。

ミミズは雌雄同体で2匹のミミズが交尾後、卵（卵胞）を生み、孵化して60日で成体になり、半

年で5～10倍にも増える繁殖能力の旺盛な生物なのです。

文献では、“シマミミズの繁殖許容は、1㎡当たり約5,000匹～10,000匹、体重にして約2,000g～4,000gとなり、「生ゴミ」処理能力は、ミミズ体重の半分の1kg～2kg程度処理し糞土となる”と記されています。

また、ミミズは一定の面積、えさの量により自然淘汰され、増えて溢れることはありません。

■ 生ゴミの現状とみみずコンポスト開発の目的

日本では年間、約5,000万トンものゴミを出しています。その約38%が生ゴミで、年間約1,900万トン、そのうち家庭から出る生ゴミは約50%を占めています（図1）。

生ゴミ＝有機性廃棄物のおよそ60%は燃やされたり、埋められたりしています（図2）。特に家庭から出る生ゴミは、ほとんどリサイクルされていないのが現状です。



図1：生ゴミの内訳

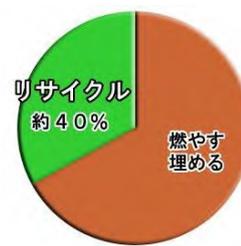


図2：生ゴミのリサイクル率

そこで弊社は、「生ゴミ」を「資源＝堆肥」にしてリサイクルすることにより、焼却費用（化石燃料の削減によるカーボンオフセット）や埋立地・CO₂・ダイオキシンの削減につながり、特に都市のゴミ問題

の解決と地球温暖化の防止、持続可能な真の循環型社会の構築に寄与することを目的として、みみずコンポストの試作実験を開始しました。そして 2017 年、家庭用及び学校教材用みみずコンポスト実験用試作品が完成しました。

■ 自治体等との連携によるみみずコンポストの設置・取組

2017 年度と 2018 年度に「府中市製造業等活性化事業補助金」の交付を受け、6 台のコンポストを設置する計画を開始しました。2018 年 3 月に府中市給食センターに 1 台（写真 2）、同年 9 月に府中市紅葉丘の農家に 2 台、2019 年 2 月に都議会議員の紹介により東京農工大学に 2 台を設置することができました。



写真 2：府中市給食センターに設置したコンポスト

しかし、先の農家との交渉の経験より、営農している農家で新たに設置することは難しいという感触を得たため、みみずコンポスト事業に暗雲が垂れ始めました（土に穴を掘って野菜くずを埋めればコンポストを設置しなくても其処にミミズがわくため）。

＜市民農園「みみコン eco 畑」の開設＞

■ 生産緑地の貸借の手続き

そうした中、残り 1 台の設置場所を模索中に小金井市議会議員の紹介で現在、みみコン eco 畑の土地をお借りしている地主と巡り合い、コンポストの設置許可を得ました。

その時、地主の桜町の栗林となっている生産緑地を借りて、東京農工大学生と組み、みみずコンポストを活用した市民農園を開設したいという打診を行うと、法的に問題がなければ貸しますとの返事を得

る事ができました。そして、小金井市議会議員の仲介により市農政担当課と打ち合わせを行い、東京都農業会議の指導の下、2019 年 4 月 1 日に地主と賃貸借契約を交わし、地主・小金井市・弊社で協定を締結後、小金井市農業委員会に特定都市農地貸付けの承認申請を提出し、承認を得ました。

■ 環境に配慮した施設配置

開設に向け、まず東京農工大学生と栗林の伐採を行い、業者に伐根整地を依頼しました。農園にはみみずコンポストを 4 台（写真 3）とミミズ養殖の為のカブトムシ小屋、栗の木を 1 本残し休憩処として活用し、その近くに小金井桜を復活させる会の燻製機を設置しました（写真 4）。



写真 3：農園に設置したみみずコンポスト



写真 4：従前の栗の木を活かした休憩処（右）と燻製機（左）

また、栗の枝木 100 本にシイタケ・なめこの菌糸を打ち保管もしています。さらに、東京農工大馬術部から馬糞の提供を受けて、約 990 m²の農地部に施肥耕運をかけ、2m×2mで 60 区画、2m×4mで 36 区画の整備を行い、2019 年 9 月 1 日開園の準備を整えました。

■ 利用者増の工夫と利用者の食育・環境意識

9月の開園に向けた準備の過程で広報が遅れ、開園直前の8月からの募集となったため、利用者の申し込みは近所のマンション住民や保育園児、デイケアの高齢者等の17組に留まり順調な滑り出しとは程遠いものとなりました。

また、この年の秋は長雨で野菜の成長も思わしくない状態が続き心配でしたが、11月に親子ジャガイモ堀大会、12月に親子餅つき大会、明けて2月には燻製作り&蜜蠟ハンドクリーム作りなどイベント(写真5)を重ね、会員の交流及び新規会員獲得に向け精力的に活動しました。



写真5：イベントの様子
(左 親子餅つき大会、右 燻製づくり)

そして今年、2020年4月から、区画を全て2m×4mに変更し、金額は小区画のままに据え置きにして募集した結果、会員は24組に増えました。会員は夏野菜の収穫に心弾ませ、大量収穫を満喫しています(写真6)。現在の会員年齢層は30代子供連れ夫婦が45%を占めており、「子供の食育や小さいころから土に触れさせておきたい!」、「食物の成長過程を見せておきたい!」、「生ゴミ堆肥化等の環境意識を持たせたい!」等の意識の高さを感じます。



写真6：収穫前の農園の様子

■ さいごに—これからの都市型市民農園—

これからの都市型市民農園は、都市課題解決や自然環境教育の場としての機能・役割を持ち備える必要が多分にあると考えます。

みみコン eco 畑は、家庭生ごみの削減による都市の課題解決、農業が持つ食育や環境保全、コミュニティ形成などの多面的な機能の発揮、更に農業人材雇用による地域雇用面でも社会貢献することを目指しています。



図：開設当初の市民農園配置図
(左側の施設群：手前から堆肥場、みみずコンポスト、カブトムシ小屋、道具庫、水場、農具庫、憩いの栗の木、作業小屋)

「江戸東京野菜の物語」 大竹道茂 著 (平凡社新書)

この本は、江戸東京野菜の物語であるとともに、著者自身の物語でもある。

著者が東京の伝統野菜を知ったのは、東京都農協中央会で営農農政を担当するようになった 1981 年のこと。都市に農地はいらぬとする国が、農地に宅地並みの税金をかけて農家が土地を手放すように仕向ける、そんな政策に直面したときだった。農家や住民とともに反対運動を展開するなか、農地のことを調べるうちに、都内には地名の付いた野菜が栽培され続けていることに気づいたのだ。

東京の農家は、多くが江戸時代にその地で農業を営んでいた人々の末裔だ。農家との交流のなかで、江戸からの農村文化を農家が受け継いでいることを知る。そして伝統野菜を復活させることができれば、農地を活かしながら農村文化を守れることに思いいたったのだ。

伝統野菜には一つひとつに物語がある。たとえば「練馬大根」では、こんな物語が紹介されている。五代将軍徳川綱吉がまだ右馬頭を名乗っていた頃、尾張から大根の種を取り寄せて作らせたところ、土地の大根と交雑して 1メートルもの大根が採れるようになった。その大きさは江戸で評判となり、「こんな大根が作れば、生活が楽になる」と、武士も町人も江戸土産として種を国に持ち帰るようになった。そして生まれたのが山形県庄内、神奈川県三浦、鹿児島県指宿のご当地大根だといわれる。

日本中で栽培された練馬大根だが、今ご当地では一万数千本しか栽培されていない。そのため 72 万の練馬区民のほとんどが食べたことがないという。そこで、練馬っ子たちに食べてもらうために農家に復活栽培をお願いしたのだが、長くて大きな大根は抜くのが大変。二の足を踏む農家を目に、著者は「だったら区民に抜いてもらおう」と考えた。そこで生まれたのが「練馬大根ひっこ抜き競技大会」。思いつきから始まったイベントは大盛況となり、10 年以上も続いている。江戸から続く練馬大根の物語に、新たな物語が書き加えられたのだ。

こんな話もある。信長や秀吉も好んだという美濃の真桑ウリを、家康は江戸で作ろうと考えた。この思いを実現させたのが二代将軍秀忠だ。秀忠は美濃から農民を呼び寄せて、府中で真桑ウリを栽培させ名産品とした。だが栽培は昭和には途絶えてしまう。府中での復活栽培を考えていた著者は、おそらくこの物語を踏まえたのだろう。美濃から真桑ウリを買って、その種を府中の小学校で栽培したのだ。今では真桑ウリのジェラートも作られるようになっている。

早稲田ミョウガの発見も著者の思い付きからだ。ミョウガは種ではなく、地下茎で殖えるから、もしかしたら古くからの家には残っているのではないかと。これを早稲田大学の副総長に相談したところ、学生による「早稲田ミョウガ捜索隊」が結成され、捜索に加わる人がどんどん増えて、旧家の庭に繁茂するミョウガの発見となった。今では、新宿区の学校給食で子どもたちも食べる定番食材となっている。

江戸東京野菜の復活と普及にかける著者の情熱は、一方ならぬものがある。だが、それ以上に感嘆させられるのが、ともに伝統野菜を作り、広め、おいしく食べる仲間たちの存在だ。農家、学校関係者、料理人などなど、登場する人々が著者と一緒を楽しんでいるのが気持ちいい。読んだあとは、必ず江戸東京野菜が食べたくなるはずだ。

(平凡社編集部 福田祐介)

著者は、都内十数校の小・中学校で江戸東京野菜の授業を行っている。これは、都市農業機能発揮支援事業(農林水産省)を実施する当センターにより「農」の機能発揮支援アドバイザーとして派遣されているもので、「同事業が、江戸東京野菜の普及の大きな力になっている」と著者は語っている。

(都市農地活用支援センター編集部)



都市農地センター お知らせ

■ 【開催案内】 『都市農地活用支援センター定期講演会 2020』(土地月間参加行事)

(2020年11月10日。於：東京ウィメンズプラザホール)

都市農地活用支援センター 定期講演会 2020 開催案内

農空間への市民ニーズの拡がり

【日時】 11月10日(火) 13:15~16:30 (開場:12:45)

【会場】 東京ウィメンズプラザ 地下ホール (東京都渋谷区神宮前5-53-67)

【定員】 ①会場:120名 ②オンライン視聴:500名

【内容】

- 都市農業・都市農地をめぐる状況について
- 都市農地ー市場の〈外〉にあることの価値
- 利用権の観点から農と住を考える

【参加・申込方法】

主催・連絡先: 一般財団法人 都市農地活用支援センター

共催: 定期借地権推進協議会

後援: 国土交通省、全国農業協同組合中央会

本講演会は、都市農地の関係者をはじめとして幅広い層の方に、都市における貴重な資源である農地の役割と利用・保全のあり方を考える契機としていただくため、毎年、国土交通省が提唱する「土地月間」に併せて実施しているものです。

今回は、昨今の生産緑地法等の改正や、都市農地の貸借円滑化法の成立など、都市農業・都市農地を取り巻く一連の法制度の改正等を踏まえた農空間の市民ニーズの拡がり等についてとりあげます。まず、国土交通省、農林水産省の担当官より新たな制度とその活用状況等の最新情報を提供いただきます。

講演1では、「都市農地ー市場の〈外〉にあることの価値」と題し、今後の都市農地・都市農業の展開についてお話いただきます。講演2では、「利用権の観点から農と住を考える」と題し、定期借地権について実務の専門家よりお話いただく予定です。

■ 【開催報告1】 『都市農地活用支援センター定期講演会 2019』(土地月間参加行事)

(2019年10月29日。於：東京ウィメンズプラザホール)

2019年10月、東京にて定期講演会を開催し、約140名の方にご参加いただきました。

最初に情報提供として、都市農地の貸借円滑化法を中心に、新しい都市農地制度の制度等の解説と全国での取組み状況について国土交通省、農林水産省の各担当官よりお話していただきました。

続く講演では、まず名城大学都市情報学部の小池聡教授から、「農業市民とまちづくり」と題し、これまで各地で行われてきた「市民農業塾」の展開を追いながら、新たな担い手としての「農業市民」の育成に着目した都市農業の展望が示されました。

二つ目の講演は、本講演会の共催団体でもある定

期借地権推進協議会の大木祐悟運営委員長から、「緑・農・住の新たな可能性」と題し、菜園付き集合住宅やクラインガルテンの手法、そして定期借地権の活用に触れながら、住宅事業者の視点からの都市農地の活用についてお話いただきました。



■ 【開催報告 2】 『新しい都市農地制度活用研修会』（西日本地区）

（2020年2月7日。於：アクロス福岡 大会議室）

当センターではこれまで東京・大阪・名古屋の3大都市圏の都市にて、各地の自治体担当者や農業関係者、民間事業者等を対象に情報交換会等を開催していますが、昨今、地方都市においても都市農業をとりまく状況の変化がみられ、それへの対応が迫られている自治体やJA等も少なくありません。そこで、2020年2月、福岡にて西日本地区の関係者を対象とした新しい都市農業・農地関連制度の活用に係る研修会を開催しました。会場には福岡県内からの参加者を中心に、九州、中国、関西から60名近くの方々にお集まりいただきました。

研修会では、まず「都市農地貸借法」や「都市農業振興地方計画」、「地方都市における生産緑地制度導入の必要性」、「緑地としての農地」など最近の都市

農業・農地に関わるテーマについて、農林水産省・国土交通省の担当官から最新情報を提供いただきました。続いて、学識者による講演として熊本県立大学・柴田祐教授より、「地方都市における都市農地の保全と課題」と題して、関西の地方都市を中心に取組んでおられる調査研究等の成果に基づく興味深いお話をいただきました。最後に、当センターが実施しているアドバイザー派遣事業について、今後各地の取組に活かしていただけるよう、活用事例を交えた紹介を行いました。

3大都市圏以外でこのような催しは初めてでしたが、今後も地方都市にて情報発信する機会が設けられるよう検討して参ります。



■ 【開催報告 3】 『令和元年度 都市農地活用実践ゼミナール』

（2020年2月18日。於：東京 全水水道会館 大会議室）

「新しい都市農地制度の推進 ～都市農地の保全と多面的活用」と題した本年度のゼミナールは、都市農地関連の制度が改正され各地での対応・活用が進む中で明らかになってきた様々な課題を整理するとともに、新制度によって可能性が広がった都市農地の保全・活用に関する多様な取組み事例を紹介するという内容で、地方自治体やJAはもとより、まちづくり等に関わる民間企業の実務者の方々にも多数お申込みいただき、当日は67名が参加しての開催となりました。

「新制度を推進するために」と題した第1部では、当センターの小谷主任研究員が、都市農地関連の制度が改正・刷新されて1年半が経過した現時点での、

都市農地貸借法を活用した生産緑地の貸借や特定生産緑地への移行手続きなど、制度の活用状況について全国の状況を紹介するとともに、明らかになってきた様々な課題やその対応について、事例を交えながら解説しました。

第2部は、「都市農地でできること ～都市農地の活用事例」ということで、都市農地の多面的な活用事例の紹介となりました。まず最初に、「市民によるレクリエーション利用」の事例として、東京・目黒の生産緑地を貸借して貸し農園を開設している有限会社一ツ木の宇津山裕和氏から、都市市民の農体験と交流の場づくりへの取組みをご紹介いただきました。続いて、「農福連携による農地活用」ということで、愛

知県豊田市で自然栽培による農業に取り組む社会福祉法人無門会の磯部竜太氏から、障害者、企業、プロスポーツチームなど多くの人が関わる農業への取り組み状況、農福連携へのニーズ、そこでの都市農地活用の可能性についてお話がありました。最後は、「地域住民のための防災利用」として、近年注目されている都市農地の防災機能について、当センター小谷より被災地で農地が活用された事例を報告するとともに、練馬区の町会長として都市農地を活用した防災活動に取り組んでいる全国農業体験農園協会の加藤義松氏より、地域コミュニティとして実践している日頃からの災害への備えについてお話をいただきました。



■ 【開催報告 4】 『都市農地制度に関する情報交換会』

(2020年7月13日 東京、16日 大阪、17日 名古屋 + オンライン)

● 3会場 + オンラインで 234名が参加

都市農業・都市農地に携わる自治体担当者や農業関係者、民間事業者等を対象とした都市農地制度に関する情報交換会を全国3会場で開催しました。

今年は新型コロナウイルス感染症対策が求められるなか、3会場とも定員を半数程度減らした入場制限によるソーシャルディスタンスの確保や参加者の体温測定、消毒等の対策を施すとともに、ZOOM ウェビナーによりオンラインでも参加できるようにいたしました。7月13日東京、16日大阪、17日名古屋の会場には計69名の方が来場され、オンライン参加者は合計165名にのぼり、計234名にご参加いただきました。

● 国・自治体からの情報提供

「都市農地貸借法」「都市農業振興地方計画」「特定生産緑地」など最近の都市農業・農地に関わるテーマ

を中心に、農林水産省・国土交通省の担当官からの情報提供、各地の自治体における取り組み状況の紹介、それらに対する質疑応答・情報交換などが活発に行われました。農林水産省からは、都市農地貸借の円滑化に関する法律の制定と優良事例を含めた活用状況、都市住民を対象とした都市農業に関するWEBアンケートの結果について説明していただきました。

国土交通省からはグリーンインフラの取組やコロナによる変化として居住地の魅力に対する評価、特定生産緑地制度の移行手続きの進捗状況等について、説明をいただきました。

また、各自治体における取組として、東京会場では松戸市みどりと花の課、大阪会場では大阪府農政室、名古屋会場では名古屋市都市農業課よりご紹介いただきました。



東京会場



大阪会場



名古屋会場

● 学識者による講演

大阪・名古屋の会場では、学識者による講演も行われ、大阪府立大学・加我宏之教授（大阪会場）からは「都市緑地としての都市“農地”」について、名古屋学院大学・井澤知且教授（名古屋会場）からは「“新常态”社会における都市農地の役割と活用を考える」について、大変興味深いお話をいただきました。

コロナ禍におけるライフスタイルの変化や都市農地の役割についての言及もあり、タイムリーで示唆に富んだ内容でした。

学識者の講演については、これまで、東京圏でしか開催されず、東京圏以外での開催要望が多かった当センターの定期講演会やゼミナールを補完する催しとして昨年より実施しているもので、今回も好評であったことから、引き続き東京圏以外での開催の機会を設ける予定です。



大阪会場講演：加我宏之教授



名古屋会場講演：井澤知且教授

● アドバイザー派遣事業の紹介

「今年からオンラインでもアドバイザー派遣を実施」

「農」の機能発揮アドバイザー派遣事業の説明では、コロナ禍の状況を踏まえ、今年からオンラインでもアドバイザー派遣を実施することとし、派遣依頼者にはオンライン実施のために必要な機器や人的サポートの支援も行っていくことをお知らせさせていただきました。

また、アドバイザー派遣の活用イメージを一層理解していただくため、今年度の事業案内リーフレットにて様々な派遣のタイプをイメージできるようなイラストを盛り込んで紹介させていただくとともに、各会場でアドバイザーに具体的な派遣事例（伝統野菜・食育の普及・啓発活動、農福連携による障害者就労の取組等）や最近の都市農業農地を活かした取組（生産緑地の貸借法活用等）についてご紹介いただきました。特に東京会場では、アドバイザー派遣を利用した団体の方からの報告（生ごみたい肥化による土づくりの取組等）もいただき、本制度についてより理解を深めていただける内容となりました。アドバイザーによる事例紹介が好評であったことより、今後も事例紹介の場を充実させていく予定です。



「農の機能発揮支援アドバイザー派遣事業」
事業案内リーフレット

● おわりに

当センターでは、今回参加された皆様のご意見・ご感想も踏まえ、今後も定期講演会やゼミナールの開催を通じて、各地での取組みに資する情報提供等を行ってまいりますので、どうぞご期待ください。

都市における「農」の多様な機能を発揮した取組みを支援するため

都市農業やまちづくりなどの 専門家を派遣

無料

※内容により一部負担が生じる場合があります

します!



取組みテーマの例

- ☑ 学校や公民館での食育・環境教育
- ☑ 地元農家と連携・交流した農業体験
- ☑ 市民農園・農業体験農園・観光農園の開設
- ☑ マルシェや収穫祭などのイベント開催
- ☑ 園芸福祉で高齢者の生きがいづくり
- ☑ 農家と地域産業との連携で地産地消
- ☑ 障害者就労と農業のマッチングで6次産業化
- ☑ 新しい都市農業・都市農地制度の勉強会

(都市農業振興計画、生産緑地制度、貸借円滑化法、防災協力農地など)

くわしくは中面へ

本事業における新型コロナウイルス感染症対策について

コロナウイルス感染症対策として、ソーシャルディスタンスの確保やマスク着用等、新しい生活様式を遵守すると共に、ZOOM等を用いたオンラインでの実施も対象とすることとしました。オンライン実施の場合の機器や人的サポートについては、内容により当センターも支援しますので、ご相談ください。

取組事例紹介サイト「都市と農の共生」

都市農業が有するさまざまな機能発揮の取組事例をHPにて紹介
<http://www.tosinouti.or.jp/living/caselist.html>



申込受付

2021(令和3)年2月28日まで

事業主体

一般財団法人 都市農地活用支援センター

<http://www.tosinouti.or.jp/>

※本事業は農林水産省「都市農業機能発揮支援事業」により実施しています



2020(令和2)年度『農』の機能発揮支援アドバイザー派遣事業

都市農業の多様な機能(産直、防災、環境、農業体験、学習、福祉、交流等)を発揮した取組を支援するため、都市農業者や市民等のみなさんからのご依頼(申込)により、当センターが都市農業・まちづくり等の専門家を派遣し、勉強会等での説明やアドバイスをを行います。

※派遣総数 200 箇所を予定。(6-9月 70 箇所、10-12月 90 箇所、1-3月 40 箇所)

事業概要および申込方法

申込みができる方

農業者やその関係団体、地域で活動している(またはしようとしている)住民・団体の皆様

※企業、社会福祉法人、NPO、学校、自治体等も含まれます

派遣回数

3回まで

※複数回の場合はその都度申込みをしてください

費用など

専門家への謝金、旅費を当センターが負担します

※旅費は片道50km以上または1,000円以上の場合

※内容等によっては依頼者に費用の一部を負担していただく場合もあります。

(申込手続きの際にご案内します。)

申込方法

当センターHPにアクセスしていただき、いずれかの方法でお申し込みください。

①入力フォームからお申し込みいただく

②ダウンロードした申込書に必要事項を記入し、EメールかFAXでお申し込みいただく

※申込書受領後、ご依頼内容の確認等のご連絡をいたします。

申込期限

原則として実施日の2週間前まで

※最終受付：2021(令和3)年2月28日

派遣内容

以下のようなテーマについて、ご依頼(申込)内容に応じた専門家を派遣し、勉強会等での説明やアドバイスをを行います。※1時間程度または2時間程度

まちづくり	農住調和のまちづくり/新しい都市農地制度/公園と緑
市民利用	市民農園/コミュニティ菜園/食農ライフ
教育・福祉	高齢者・生きがいづくり/障害者福祉等/学校教育等の食育
都市農業	6次産業化/地産地消/新規就農支援や耕作放棄地対策/入園方式等の農業経営
その他	税制、農業祭等のイベント/その他「農」の機能発揮に関するテーマ

関係協力団体

NPO 全国農業体験農園協会
NPO 千葉県市民農園協会
NPO 日本園芸福祉普及協会
NPO HUB's(ハブズ)

NPO 江戸東京野菜コンシェルジュ協会
(一財) 高齢者住宅財団
(一社) JA 共済総合研究所
高齢社会・福祉研究グループ

(一社) ランドスケープコンサルタンツ協会
(一社) 日本農福連携協会(ノウフク)
首都圏土壌医の会
6次産業化中央サポートセンター

申込み・問合せ先

ご不明な点などありましたら
右記までお問合せください

一般財団法人 都市農地活用支援センター 相談部

<http://www.tosinouti.or.jp/shientaisaku/>

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-9-13 岩本町寿共同ビル4F

TEL:03-5823-4830 / FAX:03-5823-4831 / E-mail:katyuu@tosinouti.or.jp



農を活かすと、でき

こんなアドバイス

3

市民農園・農業体験農園・ 観光農園の開設

①たとえば…
体験農園等の年間プログラム・
収益計画・指導法等についてレクチャー、
利用者のコミュニティの活性化

4

マルシェ イベント

①たとえば…
地域の行事
地域活性化

2

地元農家と連携・交流した農業体験

①たとえば…
地域の農家と連携して生ごみたい肥化や味噌づくり、
米粉講座、こどもたちに田んぼや水路でどろんこ体験

1

学校や公民館での食育・環境教育

①たとえば…
伝統野菜を種から育て、収穫して食べ、
種を次の学年に引き継ぐ食育授業



ること、いっぱい！

を受けられます

収穫祭などの 催

に合わせてマルシェを開催して
交流の場に



5

園芸福祉で高齢者の 生きがいづくり

①たとえば…

農園付きのデイサービスや
サービス付き高齢者住宅で園芸療法
車椅子でもレイズドベッドで
野菜づくり

6

農家と地域産業との 連携で地産地消

①たとえば…

飲食店が地元産野菜を使った
料理とトークショー開催

7

障害者就労と農業の マッチングで6次産業化

①たとえば…

お茶やハム、ソーセージ、豆腐、
ジェラートなど多彩な加工品づくりで
地元農家との連携体制構築

8

新しい都市農業・ 都市農地制度の勉強会

①たとえば…

都市農業・都市農地制度の勉強会、
都市農業振興計画や経営モデルの周知、
農地での防災活動や防災協力農地制度の導入、
都市農地の貸借制度の活用方法等

一般財団法人 都市農地活用支援センター 概要

2020年4月

HPアドレス <http://www.tosinouti.or.jp>

事務所	〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-9-13 岩本町寿共同ビル4階 <アクセス> JR各線 秋葉原駅 徒歩5分 東京メトロ日比谷線 秋葉原駅 徒歩2分 都営地下鉄新宿線 岩本町駅 徒歩1分	代表者	理事長 坂山 修平	
	電話 03-5823-4830	沿革		■1991(平成3)年10月8日 財団法人として設立 共管: 国土庁 土地局土地政策課 農林水産省 経営局農業協同組合課 建設省 建設経済局宅地開発課、住宅局住宅建設課 ■2013(平成25)年4月1日 一般財団法人に移行
	FAX 03-5823-4831			
	E-mail tosinouti@tosinouti.or.jp			
基本財産	16億8千万円 (出捐団体: 東京都・大阪府・愛知県ほか三大都市圏の府県・政令市、JAグループ、UR都市機構)			
目的	都市農業振興の取組と連携し、都市農地等の計画的な利用・保全による良好な居住環境を有する宅地の形成、優良な賃貸住宅建設及び都市農地等と宅地が調和したまちづくりを促進するための調査研究、事業支援、居住環境の維持改善、普及啓発等を行い、もって国民の生活の向上に寄与することを目的とする。			
事業	(1) 調査研究事業 ○ 都市農地の現況、利用・保全手法、利用・保全計画等に関する調査研究 ○ 総合的都市農家経営に関する調査研究 ○ 都市住民と農家の交流による地域コミュニティの形成等に関する調査研究 (2) 総合的都市農家経営支援事業 ○ 「農」を楽しむサービス付高齢者住宅モデル事業の事業化に向けたコーディネート業務の実施 (3) まちづくり支援事業 ○ 都市農地活用・保全アドバイザーの派遣 ○ 農あるくらしづくり相談室及び自治体政策支援室の開設 (4) 普及啓発事業 ○ 都市農地の保全活用に関するホームページの開設・運営 ○ 情報誌「都市農地とまちづくり」の発行 ○ 定期講演会の開催 (5) 研修事業 ○ 地方公共団体職員、JA職員、研究者・コンサルタント等を対象にした都市農地活用実践ゼミナールの開催			
調査研究	<都市農地・農業の多様な機能を発揮したまちづくり計画・調査> ○ 食農連携による地方創生(津島市) ○ 市民農園、クラインガルテン(知立市、八王子市) ○ 防災協力農地(伊丹市、春日部市) ○ 農泊(八王子市) ○ 農福連携(伊丹市、長久手市) ○ 都市型集落営農(堺市) ○ 資源循環(小金井市) ○ 農業公園(調布市)		<情報誌> ○ 「都市農地とまちづくり」	
	<生産緑地等を活用した農地保全計画> ○ 東京都における生産緑地の保全活用検討(東京都) ○ 生産緑地を活用した農地保全(調布市) ○ 市街地周辺部の農地保全(枚方市等) ○ 一般市における都市農地保全方策(守山市、岐南町) ○ 都市における水田保全(日野市)		<出版物> ○ 一問一答 新しい都市農地制度と税務 ○ ケース別 農地の権利移動・転用可否判断の手引 ○ Q&A都市農地税制必携ガイド ○ 超高齢社会と農ある暮らし ○ 農を活かした町おこし・村おこし ○ 農を生かした都市づくり ○ 定期借地権付住宅供給実態調査(年度版) ○ 定期借地権制度のあらまし ○ 定期借地権の新たな活用に向けて ○ 農住組合の手引き	
	<農住の調和したまちづくりのための基礎調査・モデル調査> ○ 全国の市街化区域内農地の現況調査・分析等 ○ GISを活用した都市農地の属性把握と機能分析 ○ 農住組合等の小規模区画整理事業の基本計画策定 ○ 農家賃貸住宅の管理等調査		まちづくり支援 ○ 自治体政策支援室 ○ 農あるくらしづくり相談室 ○ 都市農地活用・保全アドバイザー派遣事業 ○ 「農」の機能発揮支援アドバイザー派遣事業 ○ 都市農地に係る情報交換会(三大都市圏等)	
	<定期借地権に関する調査等> ○ 定期借地権活用実態調査(国土交通省等) ○ 定期借地権による災害公営住宅(国土交通省等) ○ 東日本大震災被災地復興支援調査(農林水産省、民都機構等)		研修等 ○ 定期講演会(毎年10月) ○ 研修会「都市農地活用実践ゼミナール」(毎年2月) ○ 新しい都市農地制度・税制等講習会	

一般財団法人 都市農地活用支援センター 行

FAX: 03-5823-4831

TEL: 03-5823-4830

出版物申込書

■お申込の際は、該当する出版物の申込部数および必要事項をお書きの上、FAXまたは郵送にてお申込みください。

書籍番号	発行年月	出版物名	価格	内容	申込部数
1	令和2年 3月	平成28年度・平成29年度 『定期借地権付住宅の供給実態調査 報告書』	1,100円+送料	平成28年および平成29年に民間事業者及び公的 主体により新規供給された定期借地権付住宅のアン ケート調査を実施し、回答された調査結果を集 計・分析すると共に平成27年以前も加え累積値及 び経年動向を集計・分析。 (平成27年度以前の報告書も販売中です)	
2	平成23年 3月	『超高齢社会と農ある暮らし』	1,000円+送料	元気老人が楽しんでいる市民農園等、介護施 設に併設された菜園のような介護と結び付いた 取り組み、介護予防を兼ねたレクリエーションを 提供する取り組み等を紹介する先進事例集	
3	平成22年 5月	『農を活かした町おこし・村おこし』	1,500円+送料	「農」を生かした都市住民との交流により地域活 性化を図ろうとしている昨今、「農を介した」全国 のさまざまな活動状況に着眼し、そこでの背景・ 意義、創意工夫などを取材し、分かりやすくまと めた事例集	
4	平成20年 12月	『定期借地権制度のあらましー土地は 所有から利用へ』(パンフレット)	300円+送料	定期借地権制度のわかりやすい解説と最新の 供給事例等を盛り込み、地方自治体向けパンフ レット	
5	平成20年 10月	『農を生かした都市づくり』	1,500円+送料	新しい時代の都市農地のあり方に関する有識 者からの提案や都市農地の利活用の実践事例 を幅広くとりまとめた事例集	
6	平成20年 10月	『定期借地権の新たな活用に向けてー 再開発からマンション定借の最新情 報ー』	1,500円+送料	最新の定期借地権制度の解説、最新事例を紹 介	
7	平成18年 5月	『農住組合の手引 2006』	2,100円+送料	農住組合制度の具体的運用、手段を解説した 公共団体及びJA等の担当マニュアル (注)農 住組合設立認可の申請期限は平成23年5月 19日に到来しました。	

令和 年 月 日受 NO.

団体(会社)名	
担当部署	
フリガナ	
担当者氏名	
E-mailアドレス	
送付先 (勤務先・ご自宅) どちらかに○印をお 付けください	〒
通信欄	TEL: (内線 FAX: (指定請求書がある、請求内容の指示事項がある等、具体的にお書きください。)

都市農地センターの取組み

一般財団法人都市農地活用支援センター 2020年度 都市農業・都市農地に関する取組みのご案内

ホームページ

当センターの事業案内の他、都市農業、都市農地に関する様々な取組み事例の紹介等を行っています。
情報誌「都市農地とまちづくり」もご覧いただけます。
URL: <http://www.tosinouti.or.jp/>



メールマガジン

都市農地を活用したまちづくりに関する最新のお知らせを配信しています。(無料)
<メールマガジンの登録お申し込み方法>
下記メールアドレス宛に「メルマガ配信希望」と記載し、お送りいただくか、ホームページの入力フォームからお申込みください。

登録申込メールアドレス

登録申込入力フォーム



講演会

■ 定期講演会の開催 (2020年11月10日開催)

幅広い層の方に、都市における貴重な資源である農地の役割と利用・保全のあり方を考える契機としていただく講演会を毎年開催しています。 ※今年度は現地会場+オンライン配信にて実施

<プログラム>

- ・情報提供 「都市農業・都市農地をめぐる状況について」
- ・講演 1 「都市農地ー市場の(外)にあることの価値」
- ・講演 2 「利用権の観点から農と住を考える」

セミナー

■ 都市農地活用実践セミナーの開催 (2月開催予定)

都市農地の保全・活用のあり方についての理解と知識を深めるため、実務家等を対象としたセミナーを毎年開催しています。

<プログラム例> ※今年度はオンライン配信を予定

- ・Seminar1: 「新しい制度の活用状況と今後の取組み課題」
- ・Seminar2: 「市民によるレクリエーション利用」
- ・Seminar3: 「農福連携による農地活用」
- ・Seminar4: 「地域コミュニティと防災農地」

調査研究・相談対応

都市農業・都市農地を生かしたまちづくりに関する各種調査研究・相談対応を行っています。

■ 「自治体政策支援室」等による相談対応

都市農業振興基本法に基づく地方計画の作成等、新しい都市農地制度に対応した自治体の取組み等について、当センター研究員が相談対応します。

■ アドバイザーの派遣

要件を満たす事案について、勉強や講演会等に当センターから専門家を派遣し、アドバイス等を行います。

■ 調査研究業務の受託

都市農地の現況分析(GIS等活用)、利用・保全に関する手法や計画検討等、調査研究業務を受託しています。

例) 都市と緑・農が共生するまちづくりに関する調査

都市農業機能発揮対策事業、まち・ひと・しごと創生事業、他

事例紹介

■ 「都市と農の共生」に関する事例紹介

都市農業が有する様々な機能発揮の取組事例をホームページにて紹介しています。

紹介分野: 都市農業の担い手育成、市民雇用・援農、レクリエーション(市民農園・体験農園・農業公園)、食育、高齢者の健康、福祉(障がい者就労)、交流、地産地消(6次産業化)、環境(防災・景観・耕作放棄地)

刊行物

■ 情報誌「都市農地とまちづくり」の発行

都市農業・都市農地関連施策や制度の最新動向、都市農業、都市農地の多面的な機能に関する自治体や民間、NPO等の先進取組事例等を紹介する情報誌を発行しています。
バックナンバーを含め、ホームページより閲覧ができます。

■ 事例集「農を生かした都市づくり」等の発行

「農を生かした都市づくり」をはじめとする事例集、都市農地に関する税制・法制度の解説、定期借地権制度とその実態調査等に関する刊行物を編集・発行しています。(詳しくはホームページをご覧ください)

一般財団法人 都市農地活用支援センター 〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-9-13 岩本町寿共同ビル4階
<http://www.tosinouti.or.jp/> e-mail: tosinouti@tosinouti.or.jp tel: 03-5823-4830 fax: 03-5823-4831

書籍のお知らせ

「都市農地活用事例集3部作」をホームページで公開



当センターが平成20年代に発行した都市農地の活用に関する事例集3部作をホームページより閲覧していただけるよう公開いたしました。現在でも参考になる情報が豊富に盛り込まれています。

「農を生かした都市づくり」 (平成20年発行)

「農を活かした町おこし・村おこし」(平成21年発行)

「超高齢社会と農ある暮らし」 (平成23年発行)

※冊子(有償)での入手を希望される方は、ホームページの書籍案内よりお申込みください。

都市農地とまちづくり 2020年秋号(第75号)

発行所 : 一般財団法人 都市農地活用支援センター
〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-9-13
岩本町寿共同ビル4F
TEL 03-5823-4830 FAX 03-5823-4831

発行年月 : 令和2年10月
発行人 : 坂山 修平
編集責任者 : 佐藤 啓二
事務局 : 森戸伸行/小谷俊哉/緩鹿泰子/松本優子

*無断転載を禁じます